

第1章 初動期の応急活動

本章においては、地震発生直後の初動期における震災による被害の拡大防止活動に重点を置き、活動組織設置計画からライフライン対策計画まで、各種計画について定める。

所 管	各対策部，関係機関
-----	-----------

第1節 応急活動体制計画

地震の発生に伴う震災が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害予防又は災害応急対策の実施を図るため、発生震度及び震災の状況に応じた活動組織を設置する。

第1 地震・津波発生時の配備体制

1 配備基準

町は、町域で地震が観測され、又は福井県沿岸に津波警報等が発表されたとき、次の配備区分による動員配備体制をとる。

なお、各配備体制における職員の動員は、年度当初にあらかじめ各課で定めておく。

[配備基準等]

災害レベル	配備体制	配備基準	参集体制
レベル1	注意配備	・町域で震度3の地震を観測した場合	・防災安全課職員
レベル2	警戒配備	・町域で震度4又は震度5弱の地震を観測した場合 ・福井県沿岸に津波注意報が発表された場合	・防災安全課全員 ・あらかじめ指定された職員
レベル3	災害対策連絡室	・町域で震度5強の地震を観測した場合 ・福井県沿岸に津波警報が発表された場合 ・警戒配備以降に町長が体制を強化する必要があると認めた場合	・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・各課(室)長 ・防災安全課全員 ・関係課のあらかじめ指定された職員 ※ただし、地震の場合は全職員
レベル4	災害対策本部	・町域で震度6弱以上の地震を観測した場合 ・福井県沿岸に大津波警報が発表された場合 ・警戒配備又は災害対策連絡室の設置以降大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	・全職員

2 震度の把握

震度は気象庁が発表する町の震度とし、町の震度が発表されない場合は、嶺北地方のいずれかの市町の震度とする。

なお、県内全ての市町の震度情報は、震度情報ネットワークによる震度把握も行き、動員配備や被害状況の推定等、迅速な初動体制の確立に反映させる。

第2 注意配備体制（災害レベル1）

1 配備及び解除基準

防災安全課長は次の基準に該当する状況が生じた場合、注意配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

町域で震度3を観測した場合（自動配備）

(2) 解除基準

- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 警戒配備体制への移行が決定された場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、注意配備体制において対応する防災安全課員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した防災安全課員は、情報の収集連絡を行う。

第3 警戒配備体制（災害レベル2）

1 配備及び解除基準

防災安全課長は次の基準に該当する状況が生じた場合、警戒配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

- 町域で震度4又は震度5弱を観測した場合（自動配備）
- 福井県沿岸に津波注意報が発表された場合（自動配備）

(2) 解除基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、防災安全課職員のほか、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した職員は、被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。

第4 災害対策連絡室（災害レベル3）

1 設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策連絡室を設置又は廃止する。

(1) 設置基準

- 町域で震度5強を観測した場合（自動配備）
- 福井県沿岸に津波警報が発表された場合（自動配備）
- 警戒配備以降に町長が体制を強化する必要があると認めた場合

(2) 廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 災害対策本部の設置が決定された場合

2 設置場所

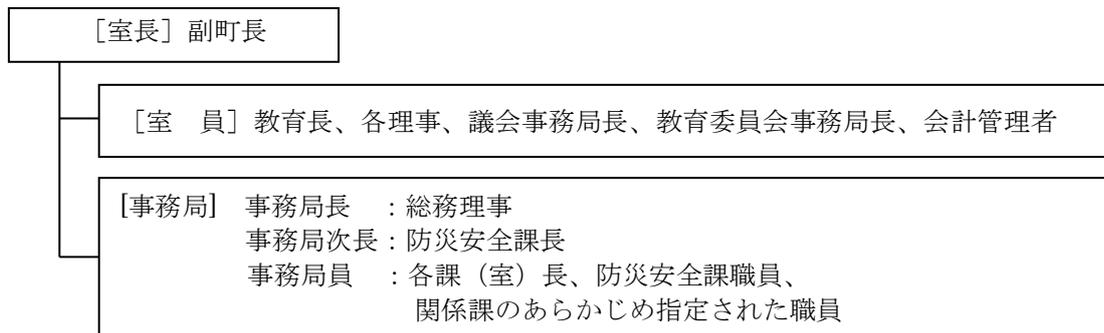
災害対策連絡室は、越前町役場内に設置する。

3 組織体制及び所掌事務

(1) 組織体制

災害対策連絡室の組織の概要は次に示すとおりである。

[災害対策連絡室の組織の概要]



① 災害対策連絡室長

災害対策連絡室の室長は、副町長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 災害対策連絡室員

災害対策連絡室員は、教育長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。

③ 事務局

災害対策連絡室に総務理事を長とする事務局を置き、各課(室)長、防災安全課職員及び関係課のあらかじめ指定された職員をもって構成する。なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

(2) 所掌事務

災害対策連絡室の主な所掌事務は以下に示すとおりである。また、この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、災害対策本部に準じるものとする。

- 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 災害対策本部設置の検討に関すること。

4 職員の指定

総務理事、防災安全課長及びその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

5 災害対策連絡室会議

室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、室長、災害対策連絡室員及び事務局で構成する災害対策連絡室会議を招集する。

災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

- 町の被害状況及び災害応急対策実施状況
- 関係課の災害応急対策等の実施に関する事項
- 関係課相互の調整に関する事項
- 関係機関との連携推進に関する事項
- 県及び関係機関に対する応援要請に関する事項
- その他情報の収集連絡等に関する事項

第5 災害対策本部（災害レベル4）

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

町長は、次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置又は廃止する。

（1）設置基準

- 町域で震度6弱以上の地震を観測した場合（自動配備）
- 福井県沿岸に大津波警報（特別警報）が発表された場合（自動配備）
- 警戒配備又は災害対策連絡室の設置以降大きな被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合

（2）廃止基準

- 災害応急対策が概ね完了した場合
- 災害が発生するおそれが解消した場合

2 設置場所及び標識の掲示

災害対策本部は、原則として越前町役場内に設置する。ただし、役場内に設置することが不可能な場合、宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターの中から選定して設置する。また、本部を設置したときは、本部の標識を正面玄関に掲示する。

3 関係機関への通知

町は、災害対策本部を設置若しくは廃止した場合、直ちに県（危機管理課）及び関係機関にその旨の通知又は報告を行う。

4 組織体制及び事務分掌

（1）組織編成及び運営

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

[越前町災害対策本部組織体制]

越前町災害対策本部会議	本部長	町長	総務対策部	総合対策班	防災安全課			
	副本部長 (報道主管者)	副町長		総務課				
	参与	教育長		DX推進室				
	本部長	本部長		鯉江・丹生消防本部消防長	地域対策班 ※	宮崎住民サービス室		
				総務理事		越前住民サービス室		
				民生理事		織田住民サービス室		
				産業理事	企画広報班	財政課		
				建設理事		企画振興課		
				議会事務局長		ふるさと納税室		
				教育委員会事務局長		議会事務局		
会計管理者	支援班	税務課						
		会計課						
本部付	本部付	越前消防団長	民生対策部	救助衛生班	子ども未来課			
					消防班	越前消防団	住民環境課	
		事務局			事務局	事務局長	総務理事	障がい生活課
						事務局次長	防災安全課長	介護福祉課
				事務局員		総合対策班による	医療保健班	健康保険課
				本部連絡員		各部長の指名する者	地域包括支援センター	
		現地災害対策本部 (必要に応じて設置)		現地災害対策本部 (必要に応じて設置)		産業対策部	産業対策班	子育て世代包括支援センター
								農林水産課
						建設対策部	建設班	織田病院
								都市整備課
教育対策部	水道班	教育班	教育班	上下水道課				
				学校教育課・教育政策推進室				
				国際交流室				
				生涯学習課				
				スポーツ振興課				

※地域対策班は宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターに置く。

- ① 本部長
災害対策本部の本部長は町長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長
災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 参与
災害対策本部参与は教育長をもって充て、災害対策本部長並びに災害対策副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 本部長
災害対策本部員には、鯉江・丹生消防本部消防長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。
- ⑤ 本部付
災害対策本部付には、越前消防団長をもって充てる。
- ⑥ 報道主管者
災害対策本部には、災害対策本部の広報を統括するため、報道主管者を置き、副本部長をもって充

てる。

⑦ 事務局

災害対策本部に、総務理事を長とする事務局を置き、総合対策班がその運営を担当する。また、事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等の庶務を行う。

なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

⑧ 本部連絡員

災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、各部において本部連絡員を2名指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。

⑨ 各部・各班

災害対策本部に次の部を置き、部の長は次表に掲げる者をもって充てる。また、各部に「越前町災害対策本部組織体制」に掲げる班を設置する。

[災害対策本部設置時の各部の長]

災害対策本部設置時の部名	役職名
総務対策部	総務理事
民生対策部	民生理事
産業対策部	産業理事
建設対策部	建設理事
教育対策部	教育委員会事務局長

(2) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は次に示すとおりである。

[越前町災害本部 事務分掌]

越前町災害対策本部 事務分掌

[本部長] 町長
[副本部長] 副町長
[参 与] 教育長

[本部長] 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長、
総務理事、民生理事、産業理事、建設理事、
議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者
[本部長] 越前消防団長

(※◎は、原則として課長の職にある者を班長とする。*付きは初動時に優先する事務とする。)

総合対策班	◎防災安全課 総務課 DX推進室 監理課	<ol style="list-style-type: none"> 1.災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関する事。 3.職員の動員配備及び連絡調整に関する事。 4.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関する事。 5.防災行政無線等の通信設備の確保に関する事。 6.関係機関との連絡調整に関する事。 7.被害情報の総括並びに報告に関する事。 8.避難指示等の発令に関する事。 9.警戒区域の設定に関する事。 10.避難所の開設及び収容、閉鎖の決定に関する事。 11.国、県等への報告（要請）及び調整に関する事。 12.自衛隊その他の派遣要請及び受入れに関する事。 13.交通情報の収集及び道路交通規制に関する事。 14.緊急通行車両に関する事。 15.本部車両の確保、配車及び管理に関する事。 16.町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 17.災害救助法の適用に関する事。 18.水防資機材の調達、点検及び水防活動に関する事。 19.放射性物質による災害の連絡調整に関する事。 20.災害対策用物資の備蓄に関する事。 21.報道機関との連絡調整、情報提供に関する事。 <p>(初動時の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> *22.災害対策本部の設置に関する事。 *23.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関する事。 *24.職員の動員配備及び連絡調整に関する事。 *25.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関する事。 *26.防災行政無線等の通信設備の確保に関する事。 *27.関係機関との連絡調整に関する事。 *28.被害情報の総括並びに報告に関する事。 *29.避難指示等の発令に関する事。 *30.避難所の開設の決定に関する事。 *31.報道機関との連絡調整、情報提供に関する事。 *32.職員の招集、安否確認及び被災職員の対応に関する事。 *33.各班の人員調整に関する事。 *34.庁内通信機能の確保に関する事。 *35.庁舎機能の状況把握に関する事。 *36.各種災害情報の収集・伝達に関する事。（区長等） *37.鯖江丹生消防組合丹生分署との連絡調整、情報収集に関する事。
-------	-------------------------------	---

<p>地域対策班</p>	<p>◎宮崎住民サービス室 ◎越前住民サービス室 ◎織田住民サービス室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 応急物資の調達供給に関すること。 3. 本部への報告及び連絡調整に関すること。 4. 衣料品等生活必需品の調達供給に関すること。 5. 避難所の開設準備・開設、運営に関すること。 6. 救援物資の受入れ及び輸送に関すること。 <p>(初動時の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> *7. 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 *8. 避難所の開設準備・開設、運営に関すること。 *9. 総合対策班の支援に関すること。
<p>企画広報班</p>	<p>◎財政課 企画振興課 ふるさと納税室 議会事務局</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町民に対する広報に関すること。 2. 災害記録及び災害広報資料の収集・整理並びに提供に関すること。 3. 町議会議員との連絡調整に関すること。 4. 調査団、視察団等の受入れに関すること。 5. 国、県等に対する資料の取りまとめに関すること。 6. 災害関係費の予算措置に関すること。 <p>(初動時の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> *7. 広報車による避難情報等の周知に関すること *8. 公共交通機関等利用者の被害状況の情報収集に関すること。 *9. 総合対策班の支援に関すること。 *10. 町議会議員との連絡調整に関すること。
<p>支援班</p>	<p>◎税務課 会計課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家屋及び設備等の被害調査に関すること。 2. 災害関係資金の支出及び審査に関すること。 3. 災害見舞金、弔慰金等の支給に関すること。 4. 義援金の受入れ及び配分に関すること。 5. 災害時の町税措置に関すること。 6. り災証明の発行に関すること。 <p>(初動時の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> *7. 避難所の開設準備・開設、運営の協力に関すること。
<p>救助衛生班</p>	<p>◎障がい生活課 住民環境課 子ども未来課 介護福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 要配慮者の対策に関すること。 3. 児童の避難及び安全確保に関すること。 4. 保育所閉鎖等の措置に関すること。 5. 行方不明者の捜索要請に関すること。 6. 死体の収容及び埋火葬に関すること。 7. 避難所の開設、閉鎖の協力に関すること。 8. 食料品の調達、輸送に関すること。 9. 生活必需品の調達、輸送に関すること。 10. 日本赤十字社・関係機関との連絡調整に関すること。 11. 生活必需品の配分に関すること。 12. ボランティアの受入れ及び活動支援に関すること。 13. り災台帳の作成に関すること。 14. 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関すること。 15. 被害世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関すること。 16. 災害廃棄物の処理計画に関すること。 17. 動物(ペット)保護に関すること。 <p>(初動時の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> *18. 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。

		<p>*19.要配慮者の対策に関すること。 *20.児童の避難及び安全確保に関すること。 *21.避難所の開設準備・開設、運営に関すること。</p>
医療保健班	◎健康保険課 地域包括支援センター 子育て世代包括支援センター 織田病院	<p>1. 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 医療機関の被害調査及び応急対策に関すること。 3. 医療機関及び保健所との連絡調整に関すること。 4. 医療関係機関との相互応援要請、協力に関すること。 5. 医薬品等の調達、供給に関すること。 6. 救護班の編成、配置並びに連絡調整に関すること。 7. 救護所の設置、運営に関すること。 8. 感染症の予防その他防疫に関すること。 9. 防疫活動資機材の調達・指導に関すること。 10. 被災者の応急医療と巡回診療の実施に関すること。 11. 健康調査・相談に関すること。 (初動時の対応)</p> <p>*12.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 *13.丹南健康福祉センターとの調整に関すること。</p>
産業対策班	◎農林水産課 商工観光課	<p>1. 観光客及び帰宅困難者の情報収集及び避難、誘導に関すること。 2. 農地、農業用施設、治山及び林道の被害調査並びに応急対策に関すること。 3. 家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 漁船、漁具の被害調査及び応急対策に関すること。 5. 漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6. 観光商工施設の被害調査及び応急対策に関すること。 7. 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 8. 緊急物資輸送船舶の借上と応急輸送に関すること。 9. 海難活動の応急対策に関すること。 10. 油類、流木等流出に係る応急対策に関すること。 11. 被災農作物の応急技術対策に関すること。 12. 家畜の感染症予防及び防疫に関すること。 13. 家畜の飼料等調達供給に関すること。 (初動時の対応)</p> <p>*14.観光客及び帰宅困難者の情報収集及び避難、誘導に関すること。 *15.建設班の支援に関すること *16.所管する排水機場及び防災ダムに関すること。</p>
建設班	◎都市整備課 定住促進課	<p>1. 道路、橋梁等の公共土木施設、所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 県及び関係機関との連絡調整に関すること。 3. 危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関すること。 4. 土木建設関係車両及び土木建築資機材等の調達に関すること。 5. 公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関すること。 6. 障害物の除去及びがれき処理に関すること。 7. 被災建築物の応急対策に関すること。 8. 応急危険度判定等の受入れ及び協力に関すること。 9. 応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること。 10. 道路除雪対策に関すること。 (初動時の対応)</p>

		<p>*11.道路、橋梁等の公共土木施設、所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>*12.県及び関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>*13.危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>*14.所管する排水機場に関すること。</p>
水道班	◎上下水道課	<p>1.上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2.災害時における応急給水に関すること。</p> <p>3.水質の管理及び飲料水の確保に関すること。</p> <p>4.し尿処理及び仮設トイレの設置に関すること。</p> <p>5.断水等の広報活動に関すること。</p> <p>6.応急給水・排水用資材及び人員の調達・確保に関すること。</p> <p>7.関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(初動時の対応)</p> <p>*8.上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p>
教育班	◎学校教育課 教育政策推進室 国際交流室 生涯学習課 スポーツ振興課	<p>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2.児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること。</p> <p>3.避難所の開設準備・開設、運営に関すること。</p> <p>4.食料の炊き出し及び配給に関すること。</p> <p>5.災害時の臨時休校、応急教育に関すること。</p> <p>6.災害時の学校給食並びに児童、生徒の健康管理に関すること。</p> <p>7.り災児童、生徒に対する学用品の調達及び支給に関すること。</p> <p>8.文化財の被害調査及び応急保護、復旧対策に関すること。</p> <p>9.関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>(初動時の対応)</p> <p>*10.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>*11.児童、生徒の避難、誘導及び安全確保に関すること。</p> <p>*12.避難所の開設準備・開設、運営に関すること。</p>
(消防班)	(越前消防団)	<p>1.避難伝達・誘導に関すること。</p> <p>2.人命救助に関すること。</p> <p>3.行方不明者の捜索に関すること。</p> <p>4.その他消防活動及び消防本部、各班との連絡調整に関すること。</p>

5 職員の指定

災害対策本部を構成する全ての職員をもって災害応急対策に当たる。

6 本部会議

災害対策本部は、必要に応じ、本部長、副本部長、参与及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の重要かつ緊急な防災措置に関する協議・決定を行う。ただし、極めて緊急を要し、かつ本部会議を開催するいとまがないとき、本部長、副本部長、参与及び一部の本部員との協議をもってこれに代える。また、本部長は、防災措置に関する連携を図るため、必要と認める場合には、県及び関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

- 災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
- 職員の動員配備体制に関すること。
- 各班の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 他市町への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

7 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の状況に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(1) 設置基準

- 災害応急対策を局地的又は特定地域で重点的に行う必要がある場合
- その他、本部長が現地災害対策本部設置の必要を認めた場合

(2) 廃止基準

- 当該地域の災害応急対策が概ね完了した場合
- その他、本部長が廃止を決定した場合

(3) 設置場所

現地災害対策本部は、災害の状況に応じて当該地域内の公共施設等に設置する。

(4) 組織

現地災害対策本部は、その活動内容に応じて必要な人員を確保し、弾力的に組織を構成する。

なお、現地災害対策本部長には、副本部長、参与、本部員及びその他の職員の中から1名を本部長が任命する。

(5) 所掌事務

所掌事務は本部長の指示によるが、概ね次の内容とする。

- 災害対策本部との連絡調整に関すること。
- 区長等、当該地区の関係者との連絡調整に関すること。
- 避難所の開設及び連絡調整に関すること。
- 被害状況等の情報収集に関すること。
- 本計画に定める応急対策活動の実施に関すること。
- その他、現地対策本部の運営に関すること。

第6 動員配備体制

1 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記第1に示す配備基準に基づき、震度等による自動配備を行うほか、町長の指示により総務理事が決定する。

2 権限委譲

町長が不在又は職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

3 伝達方法

(1) 勤務時間中における伝達

電話及び口頭をもって伝達するものとし、庁内放送によりこれを徹底する。

(2) 勤務時間外又は休日等における伝達

あらかじめ定めた緊急連絡網により伝達する。

4 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- 配備体制
- 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- 装備等
- その他必要と認める事項

5 配備の伝達及び参集

(1) 注意配備

① 勤務時間中における伝達

防災安全課長は、参集すべき防災安全課員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、参集すべき防災安全課員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課員は、防災安全課に参集する。

(2) 警戒配備

① 勤務時間中における伝達

ア 防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

イ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

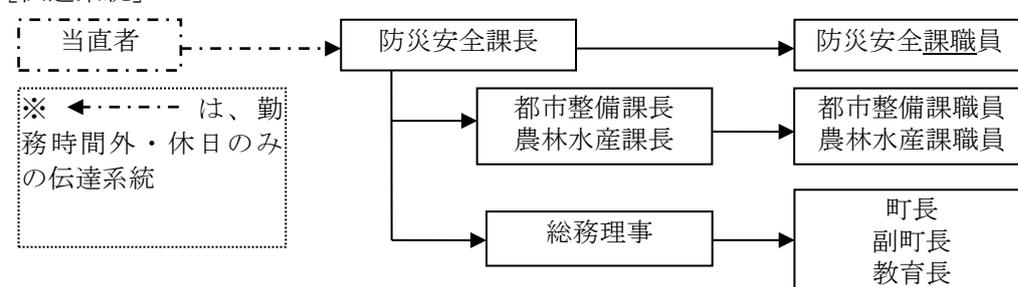
② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

ウ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課員並びに都市整備課及び農林水産課の職員は、防災安全課に参集する。

(3) 災害対策連絡室

① 勤務時間中における伝達

ア 町域で震度5強を観測した場合又は福井県沿岸に津波警報が発表された場合

a 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策連絡室を設置したこと

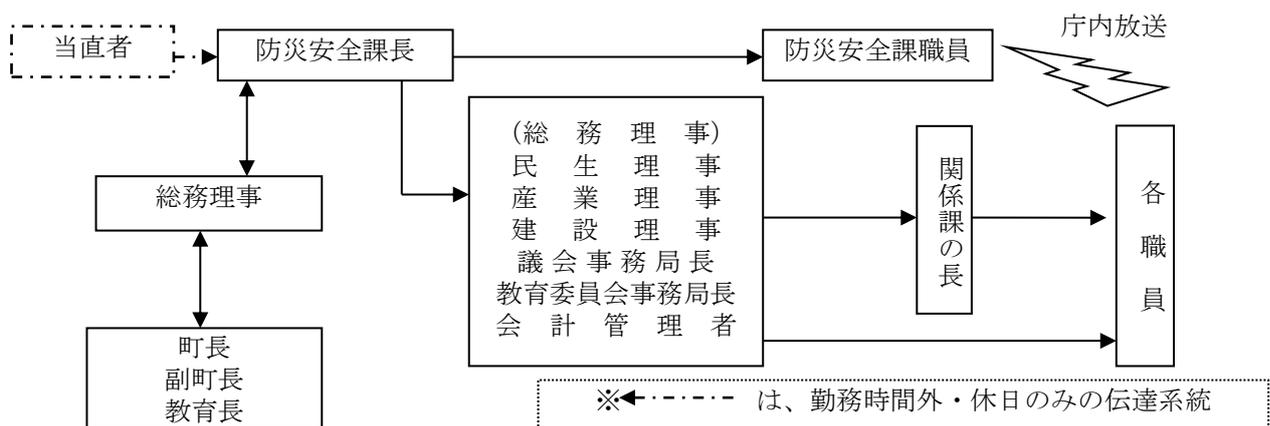
を報告する。また、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。

- b 各理事等は、関係課の長に伝達する。
 - c あらかじめ定められた防災安全課員は、庁内放送により職員に伝達する。
 - d 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。
- イ 警戒配備以降に体制が強化された場合
- a 総務理事は、町長が災害対策連絡室を設置することを決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
 - b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
 - c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
 - d 防災安全課員は、庁内放送により職員に伝達する。
 - e 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 町域で震度5強を観測した場合又は福井県沿岸に津波警報が発表された場合
- a 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、電話等により直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
 - b 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策連絡室を設置したことを報告する。
 - c 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
 - d 各理事等は、関係課の長に伝達する。
 - e 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。
- イ 警戒配備以降に体制が強化された場合
- a 総務理事は、町長が災害対策連絡室を設置することを決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
 - b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
 - c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
 - d 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策連絡室設置の伝達を受けた職員は、直ちに災害対策連絡室の設置場所に参集する。

(4) 災害対策本部

① 勤務時間中における伝達

ア 町域で震度6弱以上を観測した場合又は福井県沿岸に大津波警報が発表された場合

- a 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策本部体制をとったことを報告する。また、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- b 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- c あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- d 各課長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

イ 警戒配備以降に体制が強化された場合

- a 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- e 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

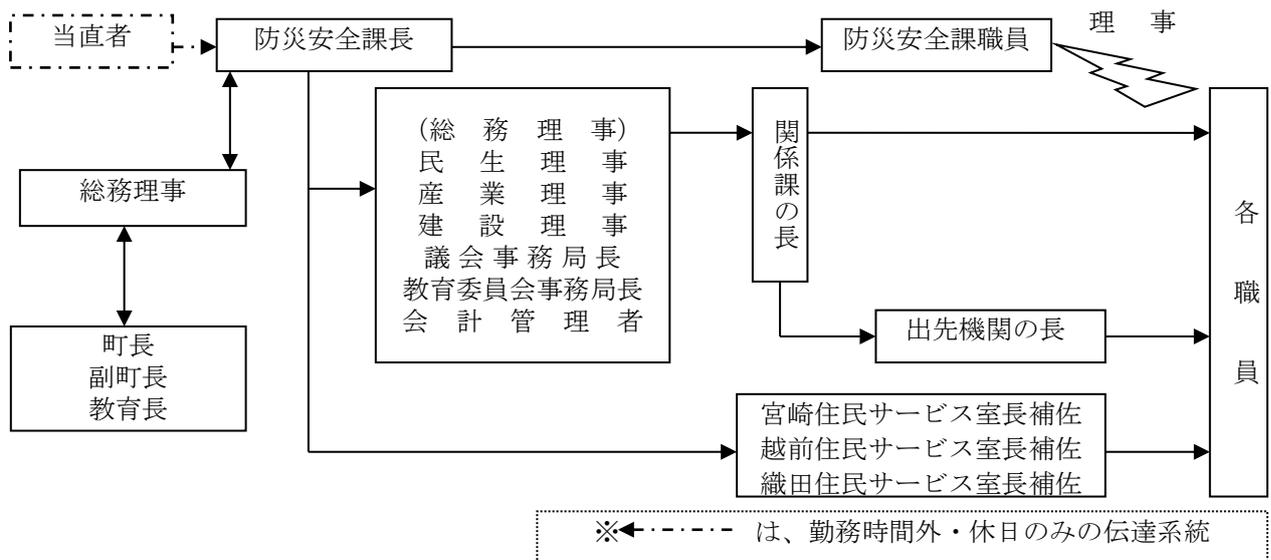
ア 町域で震度6弱以上を観測した場合又は福井県沿岸に大津波警報が発表された場合

- a 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- b 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長に災害対策本部体制をとったことを報告するとともに、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d 関係課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

イ 災害対策連絡室の設置以降に体制が強化された場合

- a 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- b 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- c 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- d 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策本部設置の伝達を受けた本部員及び事務局員は、直ちに災害対策本部に参集し、その他の職員については、各所属に参集する。

(5) 自主参集

各職員は、気象庁がテレビ・ラジオ等で発表する地震情報や震度4以上の地震を覚知したとき、福井県沿岸に大津波警報が発表されたとき、原則として動員命令を待たずに最寄りの所属課（室）に自主参集し、事務分掌に基づく配備につく。

(6) 参集状況等の報告

災害対策本部の各部長は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、事務局へ報告する。

各職員は、参集途中に周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で町民の救出を優先し、救出の状況等について各所属や参集場所に連絡するよう努める。

(7) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員対象から除外する。ただし、該当する職員は可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。また、参集を妨げる事態が収束できた場合、直ちに参集する。

- 公務のため管外出張中の場合
- 職員自身が災害発生時に療養中、又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の場合
- その他の事情により、特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

6 職員の活動環境及び福利厚生

大規模な災害時においては、状況に応じて24時間体制による災害応急活動を展開する場合も生じるため、交代制の実施や健康管理等、職員の活動環境及び福利厚生の実現に努める。

7 複合災害発生時の調整

複合災害が発生した場合は、各対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努めるものとする。現地対策本部についても、同様の対応を行うものとする。

所 管	総務対策部, 関係機関
-----	-------------

第2節 通信計画

町及び関係機関の通信について、その方法及び系統等を明らかにし、災害に関する通信連絡を迅速・的確に実施する。

第1 通信手段の確保

1 通信手段

災害時における通信連絡は、概ね次に掲げる方法により、単独又はこれらを組み合わせて弾力的な運用を図る。

[通信手段]

無線通信	① 県防災行政無線 ② 町防災行政無線（同報系） ③ 携帯電話・衛星携帯電話 ④ 緊急警報放送受信機 ⑤ 関係機関の無線設備 ⑥ アマチュア無線
有線通信	① 有線電話（災害時優先電話、非常・緊急扱い電報を含む。） ② C A T V ③ インターネット（県の災害情報インターネットシステムを含む。）
その他	① 放送局への要請 ② 連絡員（伝令）

2 災害発生後の機能確認と応急復旧

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧に当たるとともに、携帯電話や衛星携帯電話等の代替通信手段を確保する。

第2 災害時の通信連絡

町、県及び関係機関が行う災害に関する予報・警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集・報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線電話（加入電話）、無線通信又は衛星携帯電話により速やかに行う。

1 通信の統制

災害発生時においては、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

2 町防災行政無線の運用

(1) 町民への広報及び伝達

災害発生後の災害情報及び生活支援情報等は、原則として町防災行政無線同報系によって行う。

(2) 災害情報の収集連絡等

各班による災害情報の収集・伝達、応急対策等に関する連絡等は、原則として町防災行政無線移動系によって行う。

3 C A T Vの活用

町民への広報等には、停電、ケーブルの切断等が生じていない限り、C A T Vの活用を検討する。

4 県防災行政無線の活用

県及び関係機関との連絡等は、県防災行政無線を活用する。

5 衛星携帯電話

既設の通信ルートが遮断した場合や県防災行政無線が被災した場合、衛星携帯電話を使用し、県及び関係機関との連絡を行う。

6 電気通信設備の優先利用

(1) 災害時優先電話の利用

町は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話を西日本電信電話(株)の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用しての通話は、発信に限り、通信網に異常輻輳が生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

(2) 電報の優先利用

町は、緊急の度合いに応じ、非常扱い電報及び緊急扱い電報を利用する。これらの電報は、115番通話により行い、非常扱い電報又は緊急扱い電報である旨を申し出る。

① 非常扱いの電報

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
ウ 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
エ 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
オ 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
カ 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
キ 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安機関を含む。）相互間 防衛機関相互間、警察機関と防衛機関相互間
ク 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

② 緊急扱いの電報

緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
ア 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
イ 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(ア) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（上記①の表中ク欄に掲げるものを除く。） (イ) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(ア)の機関との間
ウ 治安の維持のため緊急を要する事項	(ア) 警察機関相互間 (イ) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
エ 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
オ 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間

<p>カ 船舶内の傷病者の医療について指示を受け、又は指示を与えるために必要な事項</p>	<p>船舶と別に定める病院相互間</p>
<p>キ 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</p>	<p>(ア) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (イ) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (ウ) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (エ) 国又は地方公共団体の機関（上記①の表及びこの表のア欄からこの欄の(ウ)までに掲げるものを除く。）相互間</p>

7 非常無線通信の利用

町は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他の非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条及び第74条並びに非常無線通信規約に基づいて、非常無線通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。この場合において、無線局及びその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常無線通信の円滑な運用を期す。

(1) 非常通報の内容

非常無線通信における通報の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準じるものとする。

- 人命の救助に関するもの
- 天災の予警報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の状況に関するもの
- 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- 遭難者救護に関するもの
- 非常事態発生の場合における列車運転及び鉄道輸送に関するもの
- 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの
- 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの
- 前各号に定めるもののほか、災害（武力攻撃事態等または緊急対処事態において、直接または間接に生ずる人の死亡、または負傷、火事、爆発、放射性物質、の放出その他の人的または物的災害を含む。）が発生した場合における住民の避難、救援、情報の収集、生活の安定および復旧その他必要な措置に関するもの

(2) 非常通報の発信

非常通報は、法令上許される範囲内において、防災関係機関が自ら発受するほか、非常通報を希望する者からの依頼に応じて発受する。

(3) 非常通報

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（カタカナ）又は文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

8 通信施設所有者等の相互協力

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になったとき、有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に基づき、次に掲げる者が設置する有線電気通信設備を使用し、通信連絡手段を確保する。ただし、災害対策基本法第57条による警報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続きにより行う。

① 警察事務を行う者	⑤ 海上保安事務を行う者	⑨ 電気業務を行う者
② 消防事務を行う者	⑥ 気象業務を行う者	⑩ 自衛隊
③ 水防事務を行う者	⑦ 鉄道業務を行う者	
④ 航空保安事務を行う者	⑧ 軌道業務を行う者	

9 アマチュア無線の利用

町は、加入電話、防災行政無線等が使用不能になった場合、アマチュア無線開設者に対し、その利用を要請する。

10 放送の要請

町長は、災害に関する伝達、通知又は警告について、放送法（平成 25 年法律第 132 号）第 2 条第 20 号に規定する放送局に対して放送の要請を行うときは、原則として県を通して行う。

なお、災害対策基本法第 57 条による放送の要請を行う場合は、あらかじめ定めた手続きにより行うが、この場合、特に必要と認めるときは、緊急警報放送を利用することができる。

第3 その他の通信連絡手段

- 1 県、市町は通信連絡手段が途絶、不足した場合等、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- 2 町は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請するものとする。
- 3 あらゆる手段を講じても通信手段の確保が困難な場合には、使走により情報の伝達を行う。
- 4 災害時伝言ダイヤル（171番）の活用

災害時伝言ダイヤルは、災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況（輻輳）になった場合に提供が開始される。このとき、提供条件等は西日本電信電話(株)が決定し、内容はテレビ・ラジオ及びインターネット等で広報され、次の状況にある場合の利用に適する。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 避難等により電話に応答できない人への連絡
<input type="checkbox"/> 停電、被災により自宅の電話が使えない場合の連絡
<input type="checkbox"/> 呼出しても応答のない電話の場合 |
|---|

なお、災害時伝言ダイヤルの伝言録音時間は1伝言当たり 30 秒以内、伝言保存期間は提供終了までとなっており、災害の状況により異なる。また、録音された伝言は被災地の電話番号を知っている全ての人が聞くことができるため、聞かれたくないメッセージを録音する場合は、あらかじめ暗証番号を決めておくものとなっている。

所 管	各対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	---------------------

第3節 地震・津波情報等の伝達計画

地震・津波情報及び津波警報等を各機関の緊密な連携の下に、関係機関及び町民に迅速かつ的確に伝達し、被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

第1 津波警報等及び地震・津波情報の伝達

1 福井地方気象台が発表する津波警報等

(1) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の予報区（原則として都府県程度に区分）に分けられ、福井県は全域が1つの予報区となるため、越前町の予報区名は「福井県」となる。

○ 津波予報区	: 福井県
○ 区 域	: 福井県
○ 発表官署	: 気象庁本庁

(2) 津波警報等の種類と内容

気象業務法に基づき、気象庁は予想される津波の規模、範囲について津波警報等を発表する。発表する警報等の種類及び内容は次のとおりである。

[津波警報等の種類と内容]

種 類	内 容
大津波警報 津波警報 津波注意報	地震が発生した場合、地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報又は津波注意報を、津波予報区単位で発表。
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表。
津波情報	津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表

※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

① 大津波警報・津波警報・津波注意報

地震発生後、津波による被害が発生するおそれがある場合に、津波の高さを通常は5段階の数値で津波警報又は津波注意報として発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝える。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

[津波警報体系]

警報・注意報の分類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値表現	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれることがあるため、直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれることがあるため、直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆するため、直ちに海から上がって、海岸から離れる。

- (注) 1 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 3 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来間に間に合わない場合がある。
- 4 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 5 特別警報は、気象庁が平成25年8月30日から運用を開始しており、警報の発表基準をはるかに超える場合に発表される。内陸まで影響が及ぶ大津波や大規模な地震(地震動)が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される大津波警報を特別警報と位置づけ、最大限の警戒を呼びかける。特別警報が対象とする現象は、18,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波等が該当する。

② 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

[津波情報]

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報(※1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※2)や予想される津波の高さ(発表される津波の高さの値は、表<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>参照)
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※4)

(※1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(※2) この情報で発表される到達予想時刻は、各予報区で最も速く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(※3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、およびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

津波は繰り返し襲い、後から来る波の方が高くなることがあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

[沿岸で観測された津波の最大波の発表内容]

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※(第一波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

[沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容]

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉を発表して、津波が到達中であることを伝える。

③ 津波予報

津波予報は地震発生後、津波による災害のおそれがない場合に、次の内容で津波予報を発表する。

[津波予報]

予報の種類	実施基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

2 福井地方気象台が発表する地震に関する情報の種類と内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表する。

[地震情報]

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された場合 ・緊急地震速報(警報)を発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測したの地域名と市町毎の観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町名・地点を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記

	能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」および「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

3 緊急地震速報の実施基準等

(1) 緊急地震速報の内容・発表条件

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。福井地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

[緊急地震速報で続報を発表する場合]

<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急地震速報を発表した後の解析により、震度3以下と予測されていた地域が震度5弱以上と予測された場合に、続報を発表する。 ○ 続報では、新たに震度5弱以上が予測された地域及び新たに震度4が予測された地域を発表する。 ○ 落雷等の地震以外の現象を地震と誤認して発信された緊急地震速報（誤報）のみ取り消すこととし、例えば震度5弱と予測していた地域が震度3以下との予測となった場合などは取り消さない。
--

(2) 緊急地震速報と地震動の警報及び予報との関係

緊急地震速報は、気象業務法により地震動に関する警報及び予報に位置づけられており、この地震動に関する警報及び予報については、「緊急地震速報」の名称を用いて発表する。

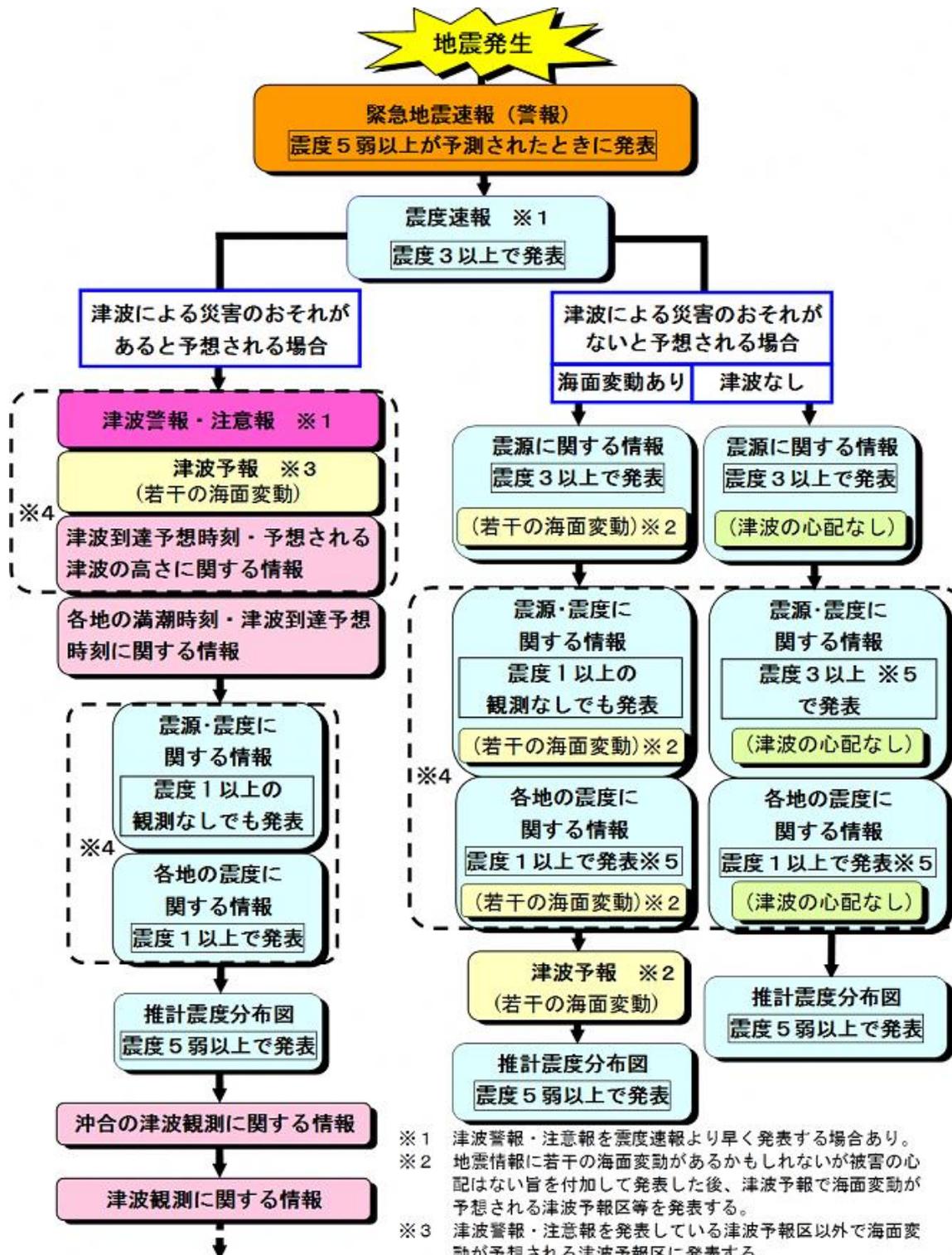
なお、警報と予報の区別については次のとおりである。

[緊急地震速報と地震動の特別警報、警報及び予報との関係]

区分	震度等	情報発表の名称	内容
地震動特別警報	震度6弱以上	緊急地震速報（警報）、又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。 このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける。
地震動警報	震度5弱以上		
地震動予報	震度3以上、又はマグニチュード3.5以上	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する。

※ 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

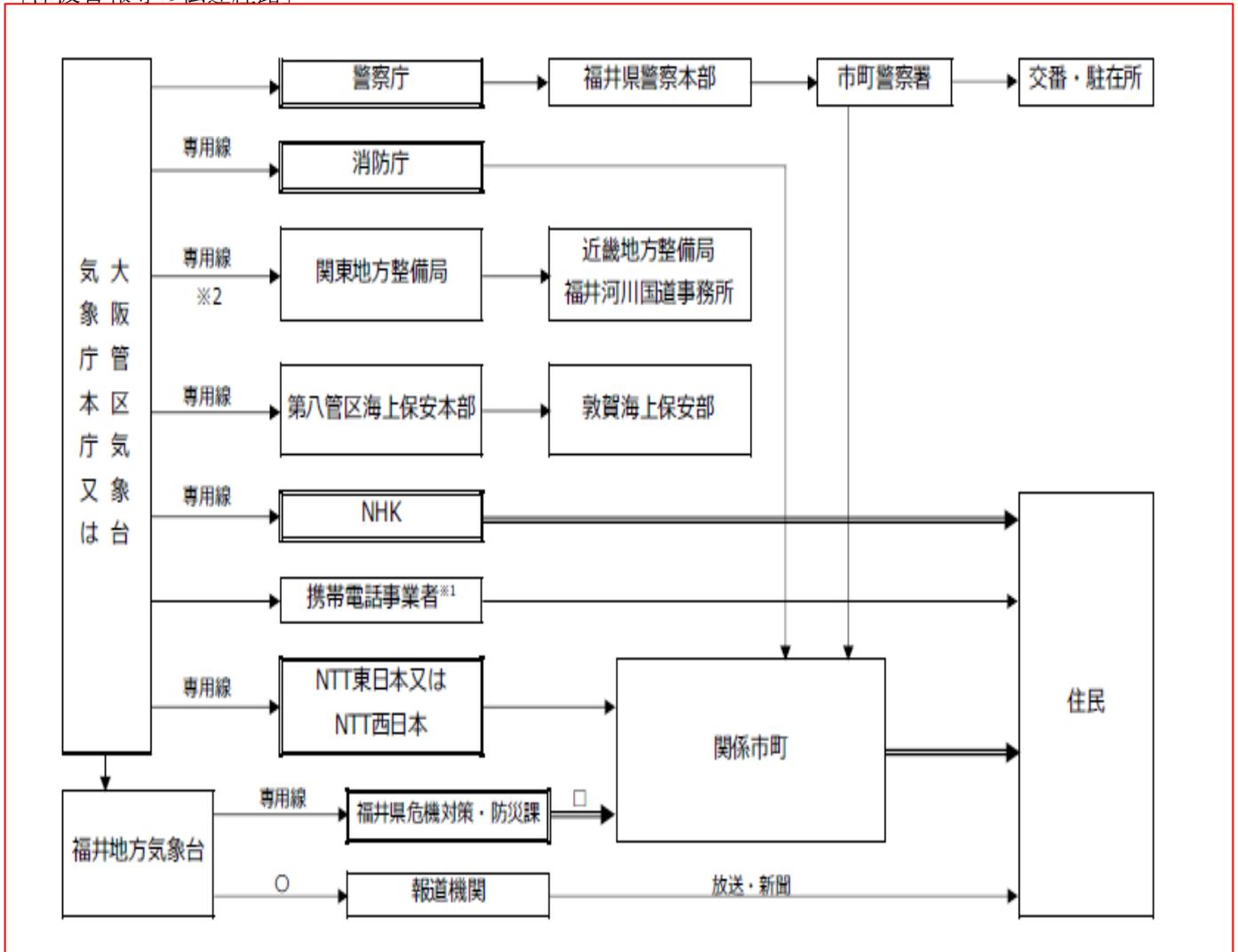
- 4 地震及び津波に関する情報の流れ
津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れは次に示すとおりである。
[津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報、地震情報等の一連の流れ]



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

- 5 津波警報等の関係機関への伝達経路
気象庁から発表される津波警報等の伝達経路は、次のとおりである。

「津波警報等の伝達経路」



- ※1 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- ※2 関東地方整備局に通知することができない場合は、福井地方気象台から可能な手段を用いて福井河川国道事務所に通知する。
- ・二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 - ・二重線の経路は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
 - ・津波注意報の通報先は、津波警報の通知先と基本的内同じであるが、法定伝達に当たらない。また、NTTは津波注意報の通知は行わない。
 - ・□の経路は、県防災行政無線。
 - ・○の経路は、防災情報提供システム（インターネット）または気象庁HP

第2 町民等の避難及び避難誘導體制

町は、地震・津波による被害が発生するおそれがあるとき、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講じる。

1 町民等への避難指示等

(1) 地震・津波に係る警報等が発表されたとき

津波に関する警報等が発表され、県等からその伝達を受けた場合、直ちに沿岸の町民等に対し、町防災行政無線、CATV、広報車等の活用、あるいは自主防災組織との連携等、あらゆる手段を使って津波警報の内容、避難指示等についての広報を実施する。

また、地震・津波の特別警報に区分される警報等が発表されたとき、その旨について広報を実施する。

(2) その他

町域で震度4以上の地震が観測された場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、津波警報等の発表の有無にかかわらず、町長自らの判断で沿岸にいる者に対し、直ちに安全な場所へ避難するよう指示する。

なお、津波による浸水被害が発生すると判断した場合、直ちに沿岸の町民等に対し避難するよう指示する。

多様な伝達手段・伝達媒体で情報伝達を迅速に行う必要があるため、Jアラートによる津波警報等の発表を町からの避難指示発令とみなす。また、第2波、第3波の情報や、避難指示の対象地区を住民等に伝達するため、防災行政無線等を活用し、町からの補足情報を発表するものとする。

津波避難の原則として、「すぐに、徒歩で、高台等へ、避難」を徹底するため、町民に対しわかりやすく発信する。

2 避難誘導體制

沿岸にいる者及び付近の町民に対して避難するよう指示した場合、状況に応じた指定緊急避難場所及び避難路を指示するとともに、消防団、自主防災組織等の協力を得て、速やかに避難誘導を実施する。

避難誘導に当たっては、町民等と相互に連携の上、避難行動要支援者の避難支援等に十分配慮する。

なお、津波の襲来が予想され、又は襲来した場合、町は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖等の緊急対策を行う。

3 自主避難

沿岸付近の町民は、津波警報等の発表あるいは震度4以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、速やかに高台へ避難する。その際、避難行動要支援者の避難支援等を互いに協力して行う。

第3 水防活動

津波の来襲が予想される場合には、防潮扉等の管理者並びに操作担当者は、迅速に次の水防活動を実施する。

(1) ラジオ、テレビ等により津波予報等を覚知したとき、操作担当者等は的確に防潮扉等を閉じる。

(2) 海面の水位変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

(3) 海面監視に当たっては、自己の安全に留意しながら行う。

第4 上下水道施設

町は、津波の来襲により、所管する上水道及び下水道施設の破損が予想されるときは、二次災害を軽減するための措置を行う。

第5 交通対策

1 道路

町は、鯖江警察署等と連携し、津波の来襲による危険度が高いと予想される道路の路線区間について、必要に応じて交通規制を行う。

2 海上

町、県及び敦賀海上保安部は、津波による危険が予想されるとき、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定める。

3 旅客事業者

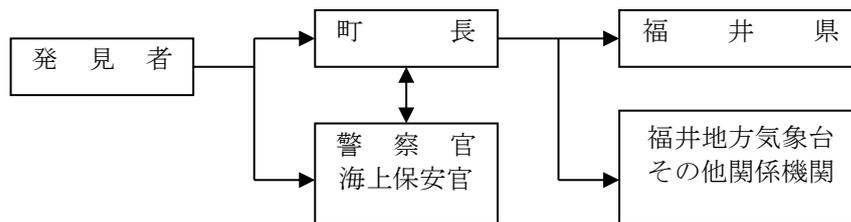
旅客事業者は、走行路線に津波の来襲による危険度が高いと予想される区間がある場合、乗客等の安全を確保するため、運行停止等の措置を講じる。また、運行中の場合は、安全に乗客を誘導して避難させる。

第6 異常現象発見者の通報義務

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を町長又は警察官等に通報し、町長は速やかに県及び福井地方気象台、その他関係機関に通報する。

[異常現象発見者の通報経路]



2 町長が福井地方気象台等に通報すべき事項

- (1) 異常な高波・うねり・潮位・河川水位等があったとき。
- (2) 震度4以上の地震があったとき。
- (3) 頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

所 管	各対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
-----	---------------------

第4節 災害情報の収集伝達計画

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であることから、町は、所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第1 災害情報等の収集伝達

1 災害情報の収集

各対策班は、災害発生後直ちに所管施設等の被害調査や関係機関の情報収集を行い、結果を企画広報班に報告する。また、被害の主な調査項目は次のとおりとする。

なお、夜間・休日等の勤務時間外は、防災安全課が窓口となり、職員が登庁するまでの間の情報収集と伝達を行う。

[災害情報等の収集項目]

項 目	情 報 収 集 内 容
1 人的被害	<ul style="list-style-type: none"> ・死者、行方不明者の状況 ・負傷者の状況 ・救助救援活動の状況
2 建物被害	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の倒壊等被害状況 ・火災発生状況 ・浸水被害状況
3 公共施設等被害	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁の被害状況 ・土砂災害関連（崖崩れ・土石流等の状況） ・交通関連（公共交通機関の被災状況、運行状況） ・ライフライン施設の被災状況（上下水道、電気、電話） ・公共建築物の倒壊、火災等被災状況（避難所、その他公共建築物） ・農地、農業施設等被災状況 ・林業施設等被災状況 ・漁港施設等被災状況
4 救助活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助活動の状況 ・出火及び消火活動の状況
5 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他、特記すべき事項

2 被害状況の集約及び伝達

(1) 被害状況の集約

企画広報班は、町民及び各対策班から寄せられる情報を集約するとともに、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、関係機関等からの情報収集に努め、情報の集約整理を図る。

(2) 情報の伝達

集約された情報は直ちに総合対策班に伝達し、総合対策班は各対策班、県及び関係機関に報告・伝達する。

なお、被害状況の報告は、県（危機対策・防災課）に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡がとれるようになった場合は、県に対して報告する。

① 通常時における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁応急対策室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7527	03-5253-7537
消防防災無線	90-49013	90-49033
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49013	発信特番-048-500-90-49033

② 夜間・休日等における国（総務省消防庁）の連絡先（消防庁宿直室）

	電話番号	F A X 番号
N T T 回線	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線	90-49102	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	発信特番-048-500-90-49102	発信特番-048-500-90-49036

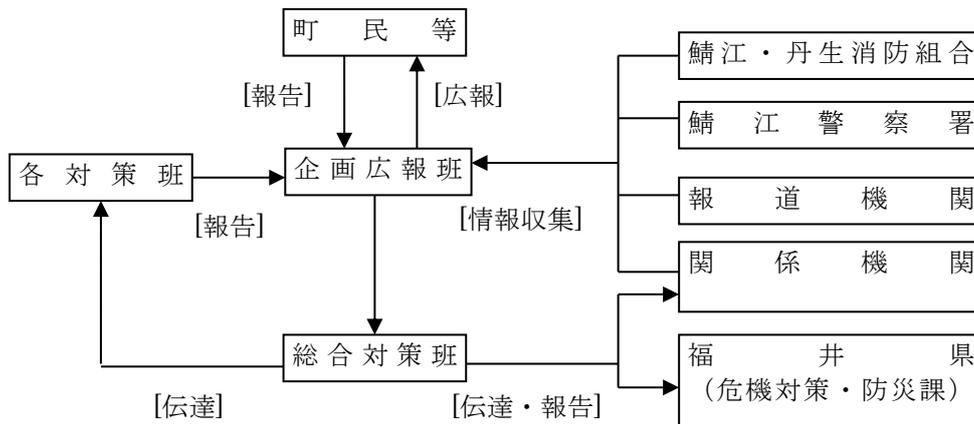
(3) 119番通報の状況報告

災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告する。

(4) 情報の優先順位

情報収集・通報は、人的被害及び住家被害に関連あるものを優先する。

[情報収集伝達の概要]



3 被害調査及び情報管理の分担

被害調査は、各対策班により災害発生後迅速に行うが、災害応急対策及び復興を進めるためには、各対策班が被害情報を正確に把握する必要があり、被害調査及び被害情報の管理を次の各班で行う。

[被害調査項目及び担当班]

被害調査項目	担当班
被害集計及び広報	企画広報班
人的被害・医療関係機関被害	救助衛生班・医療保健班
一般建物被害	支援班
公共施設被害	各班(所管施設)
農林漁業施設・商工被害	産業対策班
土木施設被害	建設班
上・下水道施設被害	水道班
教育関係施設被害	教育班

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

市町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町等と連携し、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第2 県への報告

総合対策班は、県（危機管理課）に対して災害発生直後の災害即報から、災害確定報告に至るまで、必要に応じて随時報告を行う。

1 報告すべき災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害。

2 報告の基準

総合対策班は、概ね次に掲げる事項に該当する場合、速やかに被害状況を報告する。

- 災害救助法の適用基準に合致すると判断される場合
- 町又は県が災害対策本部を設置した場合
- 災害が2市町以上にまたがり、1つの市町の被害が軽微であっても、全県的には同一の災害で、大きな被害が生じている場合
- 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要する場合
- 災害による初期の被害が軽微であっても、上記基準に該当する災害規模に拡大するおそれがある場合
- 地震が発生し、県内の区域内で震度4以上を記録した場合
- その他、災害の状況及び災害の及ぼす社会的状況等からみて、報告する必要があると判断される場合
- 注意報・警報が発表された場合において、災害が発生し、上記基準に該当しない場合
- その他特に報告の指示があった場合

3 報告事項

- 被害発生情報（日時・場所・原因）
- 被害概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 町の応急対策の概況（後述の報告の種類と方法に準じる。）
- 県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）
- その他応急対策の実施に際しての必要事項

4 被害程度の認定基準

町が被害程度の認定を行う場合は、「資料編 被害程度の認定基準」により行う。

5 報告責任者

被害状況報告責任者は、総務対策部長をもって充てる。

6 報告の種類と方法

(1) 災害即報

- 災害を覚知したとき、第一報は、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。
- 報告様式は、「資料編 県様式1」又は「資料編 県様式2」による。
- 災害救助法が適用されたとき、又は同法の適用基準に達する見込みがある場合、災害即報と併せて、「資料編 県様式3」により報告する。
- 報告の方法は、県防災行政無線ないし一般加入電話による。また、やむを得ない場合は、衛星携帯電話等を用いて報告する。

(2) 確定報告

- 応急対策終了後10日以内に行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

(3) 災害年報

- 毎年1月1日から12月31日までの災害状況について、翌年の4月1日現在で明らかになったものを、4月15日までに行う。
- 報告様式は「資料編 県様式2」により、文書にて報告する。

7 福井県・市町村災害時相互応援協定による報告

隣接市町が被災した場合、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町における被災状況等の情報収集に積極的に努め、収集した情報を県に対して速やかに報告する。

第3 消防庁への報告

町は、地震が発生し、町域内で震度5強以上を記録したときは、第一報を県に対してだけでなく、国（総務省消防庁）に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。また、国（総務省消防庁）からさらに要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き報告を行う。

第5節 災害広報計画

災害に関する情報及び被害状況並びに町の災害対策の実施状況を速やかに広報し、災害時の社会秩序の維持及び民心の安定を図る。

第1 町民への広報

1 広報時期と内容

企画広報班は各対策班と相互に緊密な連絡をとり、次の情報の適切な提供に努める。

(1) 地震発生直後の広報

- 地震・津波災害の予測
- パニック防止の呼びかけ
- 避難の指示
- 出火防止の呼びかけ
- 人命救助の協力呼びかけ
- 町内被害状況の概要（建物破壊、火災発生時等）
- 町の応急対策実施状況
- その他必要な事項

(2) 災害の状況が静穏化した段階の広報

- 地震・津波災害の現況
- 被害情報及び応急対策実施情報
- 安否情報
- 生活関連情報
 - ・ 電気・ガス・上下水道
 - ・ 食料、生活必需品の供給状況
- 通信施設の復旧状況
- 道路交通状況
- 交通機関の運行状況
- 医療機関の活動状況
- その他必要な事項

2 広報の方法・手段等

企画広報班は各対策班と協力し、町民に対して適切な手段により、迅速な情報の提供に努める。

(1) 町防災行政無線による広報

災害発生直後より、町防災行政無線により広報する。

(2) CATVによる防災放送

災害対策本部が設置された場合はCATVによる緊急告知放送を実施するとともに、必要な情報を放送する。

(3) インターネットによる広報

災害発生直後より、インターネットにより広報する。

(4) 印刷物等による広報

- ① チラシ、パンフレット、広報誌を各家庭又は現地に配布し、応急対策、活動概要、注意事項等を周知徹底する。
- ② 現地にポスター等を掲示する。

(5) 避難所での情報提供

避難所を広報活動の拠点とし、避難者の情報ニーズの把握に努め、校内放送、ハンドマイク、学校掲示板及びチラシを活用し、必要な情報を提供する。

- (6) その他広報
状況に応じて、広報車、職員派遣、災害時臨時FM局の開設等による広報を行う。

3 要配慮者への広報

- (1) 障がい者等への情報提供
広報に当たっては、ラジオ放送の充実、インターネット及び手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用等、障がい者等に配慮した広報に努める。また、視覚・聴覚障がい者に対しては、町社会福祉協議会等と協力し、点字やファクシミリ等の多様な手段を活用して行う。
- (2) 外国人への情報提供
外国語放送の必要が生じたとき、情報の多言語化を図り、対応に努める。

第2 報道機関への情報提供等

1 報道機関への情報提供

企画広報班は、記者発表室を設置し、報道主管が、収集した災害に関する情報や対策等を定期的に各報道機関に発表する。ただし、重要な情報は必要に応じて発表する。

2 放送要請

本部長（町長）は、放送事業者（日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)）に災害対策基本法第57条に基づく放送要請をする場合、原則として県知事を経由して行うことができる。

第3 相談窓口の開設

企画広報班は、被災者の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた相談窓口を開設する。

第4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県及び関係市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害資料の記録及び保存

企画広報班は、各対策班と緊密な連絡をとり、各対策班が収集した災害関連情報を取りまとめるとともに、必要に応じ、職員を現地に派遣して、情報収集及び写真取材を行う。また、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第6節 応援の要請・受入計画

災害時においては、各関係機関が各々の所掌事務に従って応急対策を実施するが、必要に応じ他の関係機関の協力を求めるとともに、受入体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

第1 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、本部長（町長）が決定する。

- 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害が最小限に止めることができると判断される場合
- 町域内に大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県内市町に対する応援要請

本部長（町長）は、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に対し、応援を要請する。応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

(2) 知事への要請

本部長（町長）は、町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対し必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、民間団体等に協力を要請する。

(5) 災害時相互応援協定による要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、関係市町に応援を要請する。

なお、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

3 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な火災が発生し、必要と認められる場合、相互応援協定の締結機関に応援を要請する。

(3) 他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、必要な事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

町長は、災害の発生に際し、町民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めたときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合等知事に要請するいとまがなく、やむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して連やかに所定の手続きをとる。

5 県への応援要請等の手続き

本部長（町長）は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあつせんを県に求める場合には、知事（防災安全部危機管理課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

② 被災者の他地区への移送要請

- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先
- 被災者を収容する期間

③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災害対策基本法第68条）

- 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあつせんを県に求める場合

① 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせんを求める場合

- 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせんを求める場合(災害対策基本法第30条)

- 派遣のあつせんを求める理由
- 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の条件
- その他必要な事項

③ 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合

本章第7節「自衛隊の災害派遣要請計画」の定めるところによる。

(3) 県への応援要請連絡先

- 防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0308 Fax. 0776-22-7617
- 健康福祉部地域福祉課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0326 Fax. 0776-20-0637

6 受入体制

町、県及び関係機関における応援隊の受入れは、次のとおり行う。

- 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関で受け入れる。
- 自治体の受入れは、総合対策班及び県が行う。

7 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するもので、それぞれの受入機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第2 防災ヘリコプターの応援

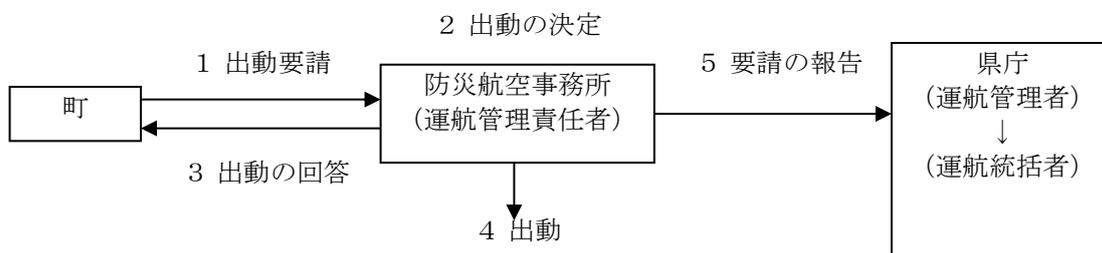
災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の搬送
- 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 被災者等の救出
- 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

[緊急運航要請フロー]



2 応援要請の原則

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長（町長）は、町域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 防災ヘリコプターの応援要請手続き

(1) 要請先に示す事項

防災ヘリコプターの応援要請は、県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

○ 福井空港内福井県防災航空事務所 福井県坂井市春江町江留中 50-1-2 Tel. 0776-51-6945 Fax. 0776-51-6947

第3 防災活動拠点

総合対策班は、応急活動の円滑な実施に資するため、適切な役割分担の下に、大規模災害時の長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保するなど、救援隊等の受入体制の整備に努める。

1 救援隊等の宿舎

救援隊等の宿舎は、避難施設及び学校とする。

ただし、救援隊等の人員及び被災地の状況に応じて、避難所に割当てられることもあるが、この場合は原則として避難者の収容のない施設とする。

2 救援隊の食料等の供給

避難者に対する緊急物資の供給に準じて供給する。

3 救援隊等の資機材の確保

救援隊等派遣先及び各機関と緊密な連絡をとり、救難隊等の活動が十分できるように資機材を確保する。

第4 資料の相互交換

町、県、指定行政機関等は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換する。

第5 経費の負担

国、他府県及び他市町又は県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法の定めるところによる。

第7節 自衛隊の災害派遣要請計画

災害に際して、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立する。

第1 派遣要請基準

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生又は発生しようとしている場合に、自衛隊の応援が必要と認めるとき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

自衛隊の災害派遣の要請基準は次のとおりである。

- 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

第2 派遣の内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 遭難者等の捜索救助
- 水防活動の支援
- 道路又は水路の啓開
- 応急医療、救護及び防疫
- 人員及び物資の緊急輸送
- 消防活動の支援（空中消火含む）
- 危険物の保安及び除去
- 給食及び給水
- 入浴支援
- 救援物資の無償貸付又は譲与
- その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第3 自衛隊の情報収集

県内において震度5弱以上の地震が観測された場合、各自衛隊は航空機等による被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じて県に伝達する。また、自衛隊が収集した情報について、町は県を通じて入手するよう努める。

第4 派遣要請の手続き

本部長（町長）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したとき、災害派遣要請書を知事（危機対策・防災課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

[口頭で要請する場合の連絡事項]

- 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

第5 本部長（町長）による自衛隊への通知

本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合又は知事に要請する時間がない場合、直接自衛隊に被害状況の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

[派遣要請先]

- 陸上自衛隊の場合
 - ① 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）
石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171（内線238）
 - ② 陸上自衛隊第372施設中隊長
福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675
 - ③ 陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（※）
兵庫県伊丹市緑が丘7-1-1 Tel.0727-82-0001（内線2259又は2351）
- 海上自衛隊の場合
 - ① 海上自衛隊舞鶴地方総監（連絡窓口 防衛部）
京都府舞鶴市余部下1190 Tel.0773-62-2250（内線2222）
（防災行政無線 7-451）
- 航空自衛隊の場合
 - ① 航空自衛隊中部航空方面隊司令部（連絡窓口 防衛部）
埼玉県狭山市稲荷山2-3 Tel.04-2953-6131（内線2233）
 - ② 航空自衛隊第6航空団司令（連絡窓口 防衛部）
石川県小松市向本折町戊267 Tel.0761-22-2101

（※）陸上自衛隊に災害派遣を要請したときは陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）に連絡する。

第6 自衛隊の自主的派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。ただし、知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
- その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、知事等からの要請を待つ時間がないと認められるとき。
- 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣するとき。

第7 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の受入体制

本部長（町長）は、知事から自衛隊の災害派遣の連絡を受けた場合は、直ちに受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
町の連絡窓口は総合対策班が行い、連絡責任者は総合対策班長とする。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設及びヘリポート等施設の準備
受入拠点は総合対策班が選定し、対応する。
- (4) 町民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

2 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

本部長（町長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と必要以上に競合重複することのないよ

う、最も効率的に分担するよう配慮する。

第8 派遣部隊の撤収要請

知事は、派遣部隊が派遣目的を達成したとき又は派遣の必要がなくなったとき、民心の安定等に支障がないよう町長及び派遣部隊の長等と十分協議を行った上、撤収要請を行う。

第9 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担し、その調整は県が行う。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬及び修理費

所 管	総務対策部, 民生対策部, 教育対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第8節 応急避難計画

町民を災害の状況に応じ速やかに避難させ、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

第1 実施責任者及び基準

地震及び津波に関する情報が発表され、建物被害や土砂災害等による被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、町長は、町民等に対し、生命又は身体の安全を確保するため、避難指示を行う。

1 避難を必要とする場合

- (1) 余震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがあるとき
- (2) 延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- (3) 津波の襲来が予想され、又は襲来した場合
- (4) 崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合

2 避難指示

避難指示等の実施責任者等は次のとおりであり、町においては、町長が不在又は本部長としての職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。

[避難指示等の実施責任者等]

事項 区分	実 施 責 任 者	措 置	実 施 の 基 準
避難のための 立退きの準備 その他の措置	町 長 [災害対策基本法第 56 条]	立退き準備の 勧告（避難行 動要支援者 に対し避難 の確保が図 られるよう 必要な情 報を提供）	避難行動要支援者が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。
避 難 の 指 示	町 長 [災害対策基本法第 60 条]	立退きの指示 及び立退き先 の 指 示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	知事およびその命を受けた職員 [水防法第 29 条]	立 退 きの 指 示	洪水・津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事又はその命を受けた職員 [地すべり等防止法第 25 条]	立 退 きの 指 示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法 61)	立退きおよび 立ち退き先 の 指 示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法 4)	警 告 避 難 の 措 置	危険な状態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。

	自衛官 [自衛隊法第94条]	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保措置	町長 (災害対策基本法60)	緊急安全確保措置(高所への移動、近隣の堅固な建物への待避等)	災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知事およびその命を受けた 県職員水防管理者 (水防法29)	緊急安全確保措置(屋内での待避等)	洪水・津波、高潮によって氾濫によるより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官・海上保安官 (災害対策基本法61)	緊急安全確保措置	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法4)	警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、必要な警告を発し、および特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法94)	避難の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

3 津波災害における避難の留意点

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。そのため、津波の襲来が予想される場合、町では、避難のための立退きの準備その他の措置は発令せず、避難指示のみを発令する。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、沿岸部等で強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが重要である。

なお、町が津波に係る避難指示を発令する際の判断基準は次のとおりである。

- (1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表があった場合
- (2) 震度4以上程度の地震を感じたが、情報伝達システムの異常により津波警報等を受けることができないとき又は揺れは弱くとも、1分程度以上の長い揺れを感じたとき

第2 避難の周知

町は、時機を失することなく避難指示を発令するものとし、避難指示を夜間に発令するおそれがある場合には、早い段階で避難所を開設して町民に伝達し、避難のための立退きの準備その他の措置を発令するなどにより、円滑な避難に努める。また、町は、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、町民等への周知徹底に努める。じきをいっする

1 町民への周知

(1) 伝達方法

町は、町民への避難指示の伝達をCATV、町防災行政無線、広報車、サイレン等多様な情報伝達手段により行うとともに、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。この場合、報道機関に対して情報が迅速かつ確実に提供される情報伝達手段の整備・確保に努める。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 伝達内容

伝達内容は次の事項とするが、町は、避難指示等の発令に当たって、町民が生命に係る危険を認識できるように、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

- 避難指示の実施者
- 避難指示の理由
- 対象となる地域（地区名等）
- 避難先、避難経路等
- その他注意事項

2 県への報告

避難のための立退きを指示した場合、町は、次の事項について知事（危機対策・防災課）に報告する。また、避難の必要がなくなった場合は直ちにこれを公示し、知事（危機対策・防災課）に報告する。

- 避難指示の理由
- 避難指示を行った地域
- 世帯数及び人員
- 立退き先

3 避難指示等の助言

町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第3 避難の方法

1 避難の準備

町は、避難の準備について、あらかじめ次の事項の周知徹底を図る。

- (1) 避難に関しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (2) 避難者は、盗難等の予防に十分備えること。
- (3) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (4) 避難者は3食程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、懐中電灯、救急用品（薬品等）、ラジオ等を携帯すること。
- (5) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名等を記入したもの）を準備すること。
- (6) 服装は軽装とするが、素足は避け、必ず帽子、ヘルメット、頭巾等を着用し、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携帯すること。
- (7) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さないこと。
- (8) 上記（1）～（7）のうち平素から用意しておける物品等は、「非常持出」の表示をした袋類に入れて迅速に持ち出せるようにすること。

2 避難誘導

- (1) 避難、立退きを安全かつ迅速に行うため、誘導責任者を当該地域の区長（不在の場合はその定めたもの）とする。また、誘導員は現地に派遣された職員、警察官、消防職員、消防団員等をもって充て、関係機関等の協力を得て組織的な避難誘導に努める。
- (2) 避難に当たっては、避難行動要支援者を優先し、適切な避難誘導を行う。

3 避難路

町は、避難路を事前に検討し、その安全を確認する。また、誘導する場合は危険箇所の表示や縄ばり、誘導員を要所に配置するなど、避難時の事故防止に努める。

4 防災上特に重要な施設の避難

学校、病院、社会福祉施設等の施設においては、事前に定めた避難計画に沿って避難する。また、避難誘導に当たって施設職員等のみで対応が困難な場合、施設管理者は、町に避難誘導の応援を要請し、町は自主防災組織等に協力を依頼する。

- (1) 情報の収集
学校、病院、社会福祉施設等の職員は、速やかに被害状況等の情報収集に努める。
- (2) 避難誘導活動
 - ① 避難誘導活動は、自力避難が困難な者を優先して行う。
 - ② 避難は、先頭と最後尾に誘導員及び情報員を配置して行う。
- (3) 避難行動要支援者の避難所（福祉避難所）の確保
避難行動要支援者の避難所の確保に当たっては、次の点に留意し保護の場所（二次避難所の設置も含む。）を確保する。

○ 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
○ 医療機関との連絡体制の確保
○ 関係機関との連絡体制の確保
○ 家庭との連絡体制の確保

第4 避難所の開設と被災者の受入れ

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その災害の様態に応じ原則としてあらかじめ定めた避難所の施設管理者に避難所の開設を指示し、避難所を開設する。

避難所の開設及び管理運営は、本編第2章第2節「避難所の開設・運営計画」の定めるところによる。

第5 広域避難

- (1) 応援協定に基づく広域避難
地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議は、その定めるところにより行う。
- (2) 災害対策基本法に基づく広域避難
事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災害対策基本法に基づく広域避難を行う。

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内市町への受入れについては、当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第6 警戒区域の設定

1 実施責任者及び基準

警戒区域の設定実施責任者等は、次のとおりである。

[警戒区域の実施責任者及び基準]

実施責任者	措置	実施の基準
町長 [災害対策基本法第63条]	警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めるとき。
知事 [災害対策基本法第73条]	同	前記の実施の基準の場合において町長若しくはその委任を受けた職員がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
警察官 [災害対策基本法第63条]	同	同

自衛官 [災害対策基本法第63条]	同 上	同 上
消防長又は 消防署長 [消防法第23条の2]	火災警戒区域を設定し、その区域における火気の使用を禁止し、又は命令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ、火災が発生した場合、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。
警察署長 [消防法第23条の2]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。
消防吏員又は 消防団員 [消防法第28条, 第36条]	消防警戒区域を設定して、命令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限する。	火災その他の災害の現場において人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要であると認めたとき。
警察官 [消防法第28条, 第36条]	同 上	前記の実施の基準の場合において消防吏員又は消防団員が火災その他の災害現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。

注) 警察官は、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があった場合、警戒区域を設定できる。

2 規制の実施

町長は、警戒区域の設定について鯖江警察署等と連絡調整を行う。また、警戒区域を設定したときは、警察署長に協力を要請し、警戒区域から退去又は立入禁止の措置を講じる。

なお、規制の実施後は、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、自主防災組織等の協力を得て、町民の退去を確認するとともに、防犯・防火の警戒を行う。

第9節 消火・救助活動

町、鯖江・丹生消防組合及び鯖江警察署は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速に行うとともに、被災者の救出に全力を挙げて取り組む。また、自主防災組織、地域住民との連携を図りながら消火・救助活動を行う。

第1 消火活動

1 出火防止及び初期消火

出火防止及び初期消火活動は町民や自主防災組織により行われるが、町及び鯖江・丹生消防組合は、地震発生直後に、あらゆる手段・方法により、出火防止及び初期消火を呼びかける。また、この場合は次の事項を中心に広報活動を行う。

(1) 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断し、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。さらに、避難に際しては電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で初期消火活動を行う。

2 地震時の消防活動

(1) 自主防災組織

各自主防災組織は町民と協力し、消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努め、消防機関が到着した場合は現地火災情報等の伝達を行う。

(2) 鯖江・丹生消防組合

鯖江・丹生消防組合は、警防計画に基づく地震発生直後の初動体制をとり、消防活動を実施する。

(3) 消防団

- ① あらかじめ定められた大地震発生直後の消防団員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。
- ② 消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集活動を行う。
- ③ 大地震時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。
 - ア 避難場所、避難路確保優先の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の活動を行う。
 - イ 重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域及び準防火地域を優先に消火活動を行う。
 - ウ 市街地火災消防活動優先の原則
大規模な工場や大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。
 - エ 防災上重要な建築物優先の原則
防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(4) 道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第2 救助・救出活動

地震は広域的災害であり、同時多発的に多くの要救助者が生じることが予想されるため、町は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等の関係機関と相互の緊密な連携で救護活動体制を確立し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。

1 自主防災組織

自主防災組織は、消防団員及び町民と協力し、救助機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救出活動に努める。

2 鯖江・丹生消防組合

鯖江・丹生消防組合は、警防計画に基づく救助隊を編成し、迅速に救助に当たる。

3 町

(1) 町は、消防職員・団員を主体に、職員を含む救助隊を編成するとともに、救助に必要な車両、特殊機械器具等の資機材を調達し、鯖江警察署と協力して迅速な救助に当たる。

(2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察官に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

(3) 災害が甚大で、町自体の能力では救出作業が困難であり、かつ救助作業に必要な資機材の調達を必要とするとき、「福井県・市町村災害時相互応援協定」又は「福井県広域消防相互応援協定」に基づき、県、他の市町、他の市町の消防機関に応援を要請する。それでもなお応援を要するときは、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

なお、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う場合、鯖江・丹生消防組合の管理者が行う。

4 空からの救出活動

ヘリコプターを活用した救出を行うため、町はあらかじめヘリコプターの緊急離着陸場の指定を行うとともに迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、関係機関に要請し、機動的な航空機の活用を図る。

5 孤立集落対策

地震又は津波による土砂災害等により、交通及び通信が途絶し、人命に危険を生じた孤立集落との連絡及び救援等は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等とあらかじめ協議し、迅速、的確な措置をとり得る体制を整える。

第3 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害の規模等の状況を勘案して、鯖江警察署や自衛隊等の関係機関が自主防災組織及び町民の協力を得て実施する。また、救助衛生班は関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

第4 応援要請

本部長（町長）又は鯖江・丹生消防組合の管理者は、大規模な火災が発生した場合、必要に応じて他の市町、他の都道府県消防機関、関係機関に応援を要請する。

1 県内市町間の広域応援体制

鯖江・丹生消防組合の管理者は、単独では対処不可能な大規模火災が発生した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援を要請する。

2 他都道府県に対する応援要請

(1) 本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいとき、消防組織法第44条の規定に基づき、知事に対して次の事項を明らかにして緊急消防援助隊の出動を要請する。

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害の種別及び状況
- 人的及び物的被害の状況
- 応援活動を開始する日時
- 必要応援部隊
- 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- 指揮体制及び無線統制体制
- その他必要な事項

(2) 他都道府県応援消防機関の円滑な受入れを図るため、鯖江・丹生消防組合は、連絡係等を設け、応援消防機関の誘導方法、応援消防機関の人員、器材数、指導者等の確認に留意し、受入体制を整える。

3 関係機関に対する応援要請

(1) 鯖江・丹生消防組合の管理者は、船舶火災及び沿岸集落の消防活動を敏速に行うため、必要があるときは敦賀海上保安部と相互応援を行う。

(2) 本部長（町長）は、延焼火災、林野火災等の大規模火災が発生し、ヘリコプターによる消火が極めて有効であると判断されるとき、知事に対して、県、自衛隊等のヘリコプターの出動を要請する。

第10節 応急医療・助産対策計画

災害のため、医療機関が混乱し、町民が医療の途を失った場合、町は、関係機関の協力により、応急的に医療又は助産を実施し、傷病者等の救護を図る。

第1 救護活動

1 救護班の編成

医療保健班は、災害に伴う傷病者等が集団的に発生したとき、織田病院で救護班を編成する。このとき、原則として救護班は医師1名、看護師2名で1班を編成する。

2 救護班の派遣要請

町で編成する救護班のみで対応が困難な場合、丹生郡医師会に対して救護班の派遣を要請し、さらに不足する場合は、知事に対し、県医師会、日本赤十字社福井県支部等の救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて知事に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

3 医療救護所の設置

医療保健班は、災害の状況に応じて、織田病院内に医療救護所を設置する。また、災害の規模が大きく、他の救護班の派遣を要請し、かつ医療救護所が不足する場合、学校の保健室等に医療救護所を増設する。医療救護所では、患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。

4 応急救護所の設置

医療保健班は、被災現場の状況により、現地に救護所が必要と認められるとき、現場周辺の安全な場所を選定して応急救護所を設ける。

5 応急医療の内容

(1) 医療及び助産の対象者とその範囲及び機関は、災害救助法の適用範囲とする。

(2) 応急医療は、救護班が救護所において次のように実施する。

- 傷病者の傷害程度の区分（トリアージ）
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 重症者に対する応急処置
- 転送困難な患者に対する医療の実施
- 助産救護
- 死亡の確認

6 後方医療

(1) 後方医療実施機関

医療保健班は、医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所又は災害発生現場から搬送されてくる重傷者の収容医療機関を確保する。

なお、本町における、災害拠点病院は、公立丹南病院（鯖江市）となっている。

(2) 救護所・後方医療施設への搬送

救護所及び後方医療施設への患者の搬送は、次のように行う。

- ① 被災現場から救護所までの搬送は、自主防災組織、ボランティア、警察官、消防団員等が協力して実施する。
- ② 救護所から後方医療機関への一次搬送は、鯖江・丹生消防組合が関係機関の協力を得て行う。
- ③ 患者に二次搬送の必要性が生じた場合、原則として鯖江・丹生消防組合がこれを行う。
ただし、ヘリコプターによる二次搬送が必要となった場合、総合対策班を通じて、県又は自衛隊に二次搬送を要請する。

第2 医薬品・資機材の確保

1 医薬品等

医療施設又は救護所から医薬品等の供給要請を受けたとき、医療保健班は要請先へ医薬品等を供給する。また、輸血用血液の供給要請を受けた場合は、必要に応じて町民への献血を呼びかける。ただし、輸血用血液や調達できない医薬品が生じた場合は県又は関係業者に供給を要請する。

2 その他資機材の確保

医療保健班は、応急医療に必要な資機材の調達を原則として次のように行う。

- (1) 飲料水及び洗浄のための給水は水道班に要請する。
- (2) 応急医療に使用する医薬品等は、原則として医療保健班で調達したもので対応する。
- (3) 医療保健班で調達した医薬品等が不足し、医師等で携帯したものを使用した場合、費用は町が実費弁償する。
- (4) 電気、電話等の通信手段は、総合対策班を通じ、北陸電力(株)、西日本電信電話(株)に要請する。

第3 精神ケア体制の確立

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して医療関係者による巡回相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

第11節 二次災害の防止計画

第1 道路・橋梁施設

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班は、災害の発生直後、道路・橋梁の被害状況、障害物等について直ちに点検し、状況を把握するとともに、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 他の道路管理者への通報

建設班は、所管する道路の被害状況、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。また、町道以外の道路が破損等によって通行に支障をきたしている場合、当該道路の管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 交通規制

建設班及び総合対策班は、所管する道路の陥没及び亀裂等の危険箇所が発生した場合は、直ちに鯖江警察署に連絡するとともに、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合の協力の下、通行の禁止又は制限、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等、町民の安全確保のための必要な措置を講じる。また、迂回路の指定等の措置を講じて道路交通の確保に努める。

3 応急復旧

(1) 応急復旧の実施

建設班は、被害を受けた町道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧の措置を講じる。また、町道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路の管理者による応急復旧を待ついとまのない場合、必要最小限の範囲で応急措置を講じ、当該道路の管理者にその旨を報告する。

なお、町単独で道路の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所及び丹南土木事務所に対して応援を要請する。

(2) 障害物の除去

建設班は、駐車車両、道路上への倒壊物、落下物等道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急輸送路線、主要道路から優先的に障害物の除去を実施する。

(3) 占用物件等他管理者への通報

建設班は、上下水道、電気、電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急のため通報のいとまがない場合、町民の安全確保のため、通行禁止等の必要な措置を講じ、事後通報を行う。

第2 河川、ため池、海岸保全施設、漁港施設等

1 被害状況の把握と伝達

(1) 被害状況の把握

建設班又は産業対策班は、護岸の被害状況、水路の橋脚、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物等の障害物の状況、ため池の被害状況を把握し、危険箇所の早期発見に努める。

(2) 河川管理者、ため池管理者への通報

建設班又は産業対策班は、所管施設以外の被害や公共土木施設に障害物等を発見した場合、当該管理者等に通報し、応急措置の実施を要請する。

2 応急復旧

建設班又は産業対策班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸、水門等の応急復旧を速やかに実施し、所管施設以外の応急措置にも協力する。また、町単独で河川等の応急復旧が困難な場合、近畿地方整備局福井河川国道事務所、丹南土木事務所、丹南農林総合事務所及び越前漁港事務所に対して応援を要請する。

第3 土砂災害危険箇所等

1 現地状況の把握

建設班又は産業対策班は、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）、山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の被害状況を調査・点検し、現地状況を把握する。また広域的な大規模災害が発生した場合は、県と連携の下、斜面の危険度を一定の技術水準で判定できる斜面判定士を活用し、危険状況の把握に努める。

2 応急対策

建設班又は産業対策班は、二次災害の発生のおそれがある場合、直ちに丹南土木事務所及び丹南農林総合事務所へ通報するとともに、必要に応じて応急措置を講じる。

第4 応急危険度判定

1 公共建築物

町は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物

町は、被害状況を県に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。また、実施に当たっては、県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、町は応急危険度判定士の協力を得て判定ステッカー等を貼付し、建築物の所有者等に応急危険度の周知を図り、二次災害の防止に努める。

第5 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第6 危険物施設等の応急措置

爆発、漏えい等の二次災害を防止するため、鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設の各管理者に対し、施設の点検実施を指示するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

1 立入検査等

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

2 応急対策

鯖江・丹生消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

(1) 危険物施設

危険物施設の地震による被害を最小限に止めるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等は、地震が発生した場合、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

① 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

- ② 危険物施設の応急点検
危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
- ③ 危険物施設からの出火及び流出の防止措置
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- ④ 災害発生時の応急措置
危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- ⑤ 関係機関への通報
災害を発見した場合は、速やかに鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署等関係機関に通報し、状況を報告する。
- ⑥ 従業員及び周辺地域町民に対する人命安全措置
災害発生事業所は、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署と連絡を密にし、従業員及び周辺地域町民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

(2) 火薬類貯蔵施設

保安責任者は、火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限に止めるため、危害予防規程等により、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- 施設の安全確認及び爆発・火災に対する適切な措置
- 危険な状態の場合、付近の町民に対し、警告する措置
- 火薬類の数量等の確認
- その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置

(3) 高圧ガス施設

高圧ガス施設の製造者等は、地震による被害を最小限に止めるため、危害予防規程により、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

- 製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置
- 移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避又は安全措置
- 落下防止、転倒防止等の安全措置
- その他災害の発生防止又は、軽減を図るための措置
- 従業者及び付近の町民に対し退避するよう警告する措置

第12節 緊急輸送対策計画

地震発生時の災害応急対策を実施するための要員、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第1 緊急輸送の順位

町及び関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- 第1順位：町民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 第2順位：災害の拡大防止のために必要な輸送
- 第3順位：災害応急対策のために必要な輸送
- 第4順位：その他の人員、物資の輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- 救助活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員及び物資
- 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- 後方医療機関又は被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- 災者を収容するために必要な資機材
- 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総合対策班が行い、各対策班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総合対策班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総合対策班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。また、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の所有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

2 輸送方法

各対策班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

(2) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。なお、町内に借上すべき船艇がないときは、県及び隣接市町に応援を要請する。

(3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人員等を確保して人力輸送を行う。

3 道路情報の収集・伝達

総合対策班は、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

4 輸送経路の確保

総合対策班は、建設班と連携し、選定された緊急輸送ルート of 確保に努め、計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

5 燃料の確保

総合対策班は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

6 物資集積拠点

総合対策班は、物資の集積拠点を次の施設の中から状況に応じて選定する。

- 越前町役場
- 宮崎コミュニティセンター
- 越前コミュニティセンター
- 織田コミュニティセンター

7 緊急通行車両の確認

総合対策班は、災害応急対策に必要な車両について、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、事前に緊急通行車両として、事前届出済証の交付を受けておく。また、確認標章及び証明書の交付は、県警察が、鯖江警察署、交通検問所等において当該車両が災害応急対策に従事する関係機関の必要な車両であることの確認を行い、当該車両の使用者等に対し、災害対策基本法施行規則第6条の規定に基づく確認標章及び証明書を交付する。

8 災害時用臨時ヘリポートの確保

総合対策班は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、

Ⓜ の標示及び警戒人員を準備する。

所 管	総務対策部, 建設対策部, 産業対策部, 鯖江警察署
-----	----------------------------

第13節 交通の安全確保計画

道路及び漁港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講じるとともに、所管施設の機能を確保するため、速やかな交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第1 道路施設

1 道路交通の確保

本章第11節第1「道路・橋梁施設」の定めるところにより、道路交通の確保を図る。

2 交通規制に関する措置等

総合対策班は、鯖江警察署の協力の下、道路交通の機能を確保するため、必要に応じて交通規制を実施する。

(1) 県警察による規制の実施及び緊急交通路の指定

鯖江警察署は県警察本部と連携し、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害発生後の被災地域への流入車両の抑制を行い、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、交通規制、県指定交通規制を実施する。当該計画の中で、緊急交通路指定路線に選定している北陸自動車道、舞鶴若狭自動車道、中部縦貫道の各道路を必要に応じて指定し、警察庁の調整の下に、隣接、近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。また、県指定交通規制は、県内における被災地の状況を判断し、県内の主要幹線道路を必要に応じて指定する。

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者の措置

本部長（町長）は、管理する道路施設の破損等によって交通の危険が生じたとき、緊急の場合を除き、県公安委員会の意見を聴いて、区間を定めて通行を禁止又は制限する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じる。また、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自らの緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため同様の措置を講じる。

[緊急通行車両等の円滑な通行を確保するための措置の実施者等]

実 施 者	事 由	根 拠 法 令
道路管理者	道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合	道路法 第46条
公安委員会 警察署長 警察官	災害応急対策に従事するもの又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するために緊急輸送を確保する必要があると認められる場合 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 道路の破損、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生じるおそれがあるため緊急に当該道路の通行を禁止し、又は制限する必要があると認めた場合	災害対策基本法 第76条 道路交通法 第4条 第5条 第6条

3 自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次の措置をとるものとする。

(1) 走行中

- ① できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。
- ② 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 避難するとき

避難するときは、原則として車両を使用しない。

4 緊急通行車両等

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項の規定に基づく緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として、同法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県公安委員会が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等の確認申請は、鯖江警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、鯖江警察署等において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(4) 標章等

緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、確認標章及び証明書の交付を受け、確認標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については、当該車両に備え付けておく。

5 交通情報の収集と広報活動

(1) 情報収集

- ① 災害時における道路交通情報の収集については、総合対策班及び鯖江警察署が当たることとし、その情報の伝達については相互に連絡する。
- ② 公共交通機関（バス等）の運行状況の情報については、総合対策班と関係機関との相互で連絡し、その情報収集に努める。
- ③ 関係機関は、総合対策班、鯖江警察署等の行う情報収集について協力する。

(2) 広報活動

総合対策班及び企画広報班は、収集した情報に基づき交通規制状況や、迂回路、通行禁止制限・解除の見通し及び公共交通機関の運行状況について、本章第5節「災害広報計画」により広報を実施する。

第2 漁港施設

産業対策班は、漁港施設に被害が生じた場合、供用の一時停止等の措置を講じる。

1 負傷者

負傷者には応急救護の措置を講じるとともに、必要に応じて総合対策班と連携し、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び敦賀海上保安本部に通報し、出動の要請を行う。

2 施設利用者

施設利用者の混乱を防止するため、適切な案内放送を行うとともに、状況に応じて安全な場所への避難誘導を行う。

3 復旧等

被災した係留施設や外郭施設等は速やかに応急復旧を行い、使用状況、復旧状況及び今後の見通しについて、総合対策班及び企画広報班と連携の下、関係機関を通して広報する。

第14節 ライフライン対策計画

災害により、上下水道、電気施設及び電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該施設を災害から防御するとともに、災害が発生した場合には速やかに応急復旧を行い、上下水道、電力の供給及び一般通信の確保を図る。

第1 上水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害が発生した場合、速やかに施設の点検を行い、被害の把握に努める。

3 応急措置

水道班は、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、鯖江・丹生消防組合、鯖江警察署及び付近の町民に通報する。

4 応急給水

水道班は、次のとおり応急給水を行う。

- (1) 給水車、トラック等により、応急給水を行う。
- (2) 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水を行う。
- (3) 飲料水等確保のため、給水車（水槽付き消防車も含む。）やろ水器による給水を行うほか、水質条件を満たした道路融雪用の井戸水などの代替施設設備の活用を図る。
- (4) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対して応援を要請する。

5 復旧工事

水道班は、災害の状況に応じ、次の要領で復旧工事を行う。

(1) 第1次復旧工事

導水管、送水管及び主要な配水管を修理し、特設された応急給水栓等から給水し得るまでの復旧工事を目途とする。

(2) 第2次復旧工事

第1次復旧工事により応急給水栓から給水された時点で各戸給水を目途として復旧工事を施工する。

- ① 給水管の分岐は配水管及びその支管の復旧工事が完成した後、医療施設等緊急を要する施設を優先的に給水管の分岐工事を開始する。
- ② 給水装置の整備は被害状況に応じて次の方法により整備する。
 - ア 既設管を生かす。
 - イ 仮配管より既設管に通水して生かす。
 - ウ 仮配管より各戸に給水する。

(3) 恒久復旧工事

復旧に当たっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震性の向上等の観点から、必要な改良復旧を行うとともに、耐震化、緊急時用貯水施設の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

- ① 改良復旧は、現行の拡張事業を勘案して施工する。
- ② 災害後の地域復旧計画と連携を保って施工する。
- ③ 石綿セメント管及び老朽管はできる限り取り替える。
- ④ 配管状態の図面整備に完全を期する。

6 広 報

企画広報班及び総合対策班は、被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達するとともに、町民に対して広報を行う。

第2 下水道施設

1 応急復旧体制の確立

町は、災害時の行動指針に基づき情報伝達体制、相互協力体制及び応急復旧資機材の調達体制を確立する。

2 被害状況の収集

水道班は、災害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査及び点検を実施する。

3 応急復旧計画の策定

水道班は、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- 応急復旧の緊急度及び工法
- 復旧資材及び作業員の確保
- 設計及び監督技術者の確保
- 復旧財源の措置

4 応急措置及び復旧

水道班は、災害発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

(1) 管路施設

① 管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、汚水や雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講じる。

② マンホール等からの溢水の排除

可搬式ポンプを利用して、雨水管からの溢水は雨水管渠、河川又は排水路等へ、汚水管からの溢水は他の下水道管渠へ緊急排水する。

③ 吐き口等における浸水防止

河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

損傷及び故障箇所は、直ちに復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を講じる。

② 停電及び断水に対する措置

設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

③ 自動制御装置の停止に伴う代替措置

自動制御装置が停止したときは、現場の手動操作によって運転を行う。

④ 危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、あらかじめ訓練した方法に従って、速やかに応急措置を講じる。

5 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合、水道班は、町民に対し下水排除の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

6 代替施設設備の活用

水道班は、避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛生面で支障のないよう対応する。

7 広報

企画広報班及び総合対策班は、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達する。

第3 電力施設

1 実施責任者

北陸電力(株)は、災害が発生するおそれがある場合、所管施設、設備に有効な予防方策を講じて被害の防止を図る。また、災害により所管施設が被災した場合、二次災害の発生を防ぐとともに、速やかに応急復旧を行い、その機能を確保する。

2 実施内容

(1) 災害時における応急工事

災害が発生した場合、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、発電、変電施設・設備及び送電・配電線路等に被害があった場合、応急工事を実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は社会的に大きな影響を及ぼすことから、優先復旧を図る。

(2) 災害時における電気の保安

強風、着氷・着雪等による危険が認められる場合、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対して危害防止に必要な措置を講じる。

3 応援協力

(1) 被害の発生による自社の電力供給力に不足が生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2) 自社による応急復旧の実施が困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。

4 広報活動

電力施設・設備の被災状況、復旧見通しなどの重要な情報は、町及び関係機関に連絡するとともに、ラジオや広報車等を用いて広報する。

第4 電気通信施設

1 実施責任者

西日本電信電話(株)福井支店、(株)NTTドコモ北陸、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)(地域総務部(北陸))、ソフトバンクテレコム(株)(地域総務部(北陸))は、災害時に応急作業を迅速かつ的確に実施し、電気通信サービスの確保を図る。

2 応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の規模や状況に応じて災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の措置を講じる。

(1) 電話回線網に対する交換措置、伝送措置の実施

(2) 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用した特設公衆電話の設置

(3) 安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル171の提供

(4) 予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

3 広報活動

災害により電気通信サービスの提供に重大な支障をきたした場合、次の情報連絡と広報活動を行う。

- (1) 電気通信設備の被災状況及び復旧状況等の重要な情報は、町その他関係機関に伝達する
- (2) 電気通信設備の被災状況に応じて案内サービスを行う
- (3) 報道機関や広報車等による電気通信設備の復旧状況の広報

第5 CATV施設

1 実施責任者

CATV施設の管理者は、所管施設が被災した場合、応急復旧を迅速かつ的確に行う。

2 応急対策

CATVは災害時における情報伝達網として重要な役割を担うことから、災害発生後直ちに放送施設及びケーブルの点検を行い、被災した施設等については迅速にその復旧作業に取り組む。

第2章 応急対応期の活動

本章においては、応急対応期における被災者の生活支援に重点を置き、災害救助法の適用計画から支援の受入計画まで、各種計画について定める。

所 管	総務対策部, 関係機関
-----	-------------

第1節 災害救助法の適用計画

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法の適用を行う。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任したときは町長が実施する。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の各号に規定するところによる。

なお、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が 50 世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が 1,000 世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が 25 世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が 5,000 世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

[滅失世帯の算定基準]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。○ 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。 |
|--|

第4 適用申請手続き

本部長（町長）は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるとき、直ちに知事あてに被害の状況を報告（適用基準に合致する場合）し、災害救助法の適用申請手続きを行う。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

[救助の種類及び実施期間]

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日
災害にかかった者の救出	3日
炊き出しその他による食品の給与	7日
被服、寝具その他生活必需品の給貸与	10日
飲料水の供給	7日
応急仮設住宅の供与	20日以内着工
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成
医療及び助産	14日及び7日
死体の搜索、処理、埋葬	10日
障害物の除去	10日
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中

第5 個別適用計画

1 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に避難所を供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、電話又は電報で情報提供する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び供与人員 ○ 開設期間の見込み |
|---|

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。
仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

[(参考) 入居者基準]

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家がない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・ 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・ 特定の資産のない失業者
 - ・ 特定の資産のない母子家庭
 - ・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者等

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

町長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

なお、供給の実施については本章第3節第2「食料の供給」による。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。ただし、町において実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施するものとする。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服、寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 被服、寝具及び身の回り品○ 日用品○ 炊事用具及び食器○ 光熱材料 |
|--|

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

- ① 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- ② 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明しがたいときなど、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

- (1) 適用期間
1ヶ月以内に完成する。
- (2) 応急修理の内容
居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。
- (3) 協力要請
県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

- (1) 給与する品目
学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 教科書○ 文房具○ 通学用品 |
|--|

- (2) 適用期間
教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。
- (3) 給与の実施
災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、混乱期のためその遺族等が埋葬または火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬または火葬に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

- (1) 方法
 - ① 遺体は、県警察本部または海上保安本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬または火葬する。
 - ② 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬または火葬する。
 - ③ 被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬または火葬は行旅死亡人として取扱う。

- (2) 実施体制
町は、自ら遺体の埋葬または火葬の実施が困難な場合には、近隣市町または県に応援要請を行う。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

- (1) 適用部分
居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。
- (2) 適用期間
災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町が実施するが、町から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員
- ③ 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

(2) 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

(3) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

範囲	期間
被災者の避難	1日～2日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

※ 災害救助法が適用された場合は、町において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(4) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(5) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。
- ② 県、町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）船艇を把握しておく。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

13 生業に必要な資金の貸与

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図る。

(1) 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

(2) 資金の貸与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

(3) 貸与の金額

生業費 1世帯当たり 30,000 円 就業支度費 1世帯当たり 15,000 円

(4) 貸与できる期間

2カ年以内（無利子）

(5) 貸与者の決定

県が決定する。町は、貸与者の選定等の事務を行う。

第2節 避難所の開設・運営計画

地震・津波による家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする町民を臨時に收容することのできる避難所を指定し、開設する。

第1 避難所の開設

本部長（町長）は、避難收容が必要と判断したとき直ちに安全な避難所を指定し、開設するとともに、企画広報班を通じ速やかに町民に周知する。

1 避難所の開設基準

- 災害が発生し、避難者が予想されるとき。
- 被害の状況に応じ開設する必要があるとき。

2 避難收容の対象者

- 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- 避難指示等によって、緊急避難の必要がある者
- その他、町長が必要と認める者

3 避難所の指定

開設する避難所は、災害の状況に応じて、あらかじめ定める避難所の中から指定する。

なお、避難所の收容能力を超える避難者が生じたときは、その他の公共施設、民間施設の管理者に施設の使用を要請、屋外避難所の設置（仮設物の設置、天幕の設営等）、県又は隣接市町への要請等によって必要な收容能力を確保する。

4 避難所の開設方法

本部長（町長）は、避難所の開設を決定したときは、その旨を開設する避難所の施設管理者に通知し、避難所の開設を要請する。

当該施設管理者は、速やかに施設の安全点検を行い、避難所を開設する。

なお、災害が発生していない場合であっても、町民の自主避難に応じ、速やかに避難所を開設する。

(1) 勤務時間内の開設

- 避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。
- 施設管理者は、避難所の開設要請がなくとも、避難者が收容を求める場合は応急收容を行う。

(2) 勤務時間外の場合

- 町長から避難所開設の命を受けた場合、町は、直ちに避難所となる施設管理者に連絡するとともに、避難所の開設を行う。
- 開設した避難所に避難者の応急收容を行う。
なお、小中学校を避難所として開設する場合、原則として体育館を避難所とする。
- 町は、災害発生時に対応できるよう、あらかじめ避難所の鍵を管理しておく。

5 県への報告

避難所を開設したとき、本部長（町長）は次の事項を知事に報告するほか、鯖江警察署等の関係機関に通報する。

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び收容人員
- 開設期間の見込み

第2 避難所の管理・運営

避難所を開設したとき、支援班は速やかに管理責任者を派遣し、避難所の管理・運営を行う。

1 施設管理者

施設管理者は、管理責任者が到着するまでの間、避難所の管理運営を行うとともに、施設の避難所利用に対して助言を行うなど、避難所運営に協力する。

2 管理責任者

管理責任者は、災害対策本部との緊密な連絡体制の下、避難者の収容に努めるとともに、避難者の不安又は二次的災害を防止するため、自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織の協力を得て、避難所の安全管理を期する。

3 町民組織

自主防災組織等を中心とした避難所内の町民組織は、自主的な活動によって避難所を運営する。

4 ボランティア

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所の運営を補助する。

5 要配慮者への対応

避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、速やかに適切な措置を講じるよう努める。また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパー等による支援を行うよう努める。

6 健康相談の実施

医療保健班は、生活不活発病やエコノミークラス症候群等環境の変化等から生じる避難者の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、県及び関係機関と協力し、医療関係者による巡回健康相談の実施や、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口の設置に努める。

7 避難所における業務

管理責任者は、施設管理者と施設使用について緊密な連絡を行うとともに、避難所内の町民組織の協力を得て、次の活動を実施する。

(1) 一般的業務

- 避難者の受付
- 避難者の組織編成
- 避難者に対する情報の伝達
- 救護所の設置場所の選定
- 避難所に配布された食料等物資の管理
- 給食時間の調整
- 食料、生活必需品等の配布
- トイレ、その他不衛生な場所の消毒及び施設の清掃管理
- 仮設トイレの設置及び維持管理

(2) 記録業務

- 職員の避難所勤務状況の記入
- 日誌の記入
- 物品の受け払い簿の記入
- 避難者名簿の作成

(3) 報告業務

- 避難所の開設及び閉鎖の日時の報告
- 避難状況の報告
- 給食済・見込み人員の報告
- その他必要な情報の報告

第3 避難所の管理・運営の留意点

管理責任者は、避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して避難所の円滑な管理、運営に努める。

- 避難者数の把握
- 混乱防止のための避難者心得の掲示
- 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- 避難者の体調管理及び衛生管理の実施並びに生活環境への配慮（男女ニーズに対応した運営管理）
- 要配慮者への配慮

第4 被災地域における家庭動物の保護等

動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、救助衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。

また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第5 避難の長期化等への対応

町は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難対象区域外の旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

1 応急仮設住宅、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の提供

町は、県の協力の下、災害の規模等を鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

2 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

第6 避難所に滞在していない被災者への対応

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

第7 避難所の閉鎖

1 本部長（町長）

本部長（町長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になった場合、避難所の閉鎖を決定し、必要な指示を与える。

なお、避難者のうち家屋の浸水倒壊等により帰宅が困難な者がいる場合は、避難所を縮小して存続させる措置をとる。

2 管理責任者

管理責任者は、本部長（町長）の指示により避難者を帰宅させるなど、必要な指示を与える。

第3節 緊急物資の供給計画

災害発生時における町民の生活を保護するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

第1 応急給水

水道班は、被災地の町民に対し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 給水量

被災者に対する最低給水量は1日1人当たり3リットルとし、給水力の強化及び上水道・簡易水道施設の復旧状況に応じて、随時給水量を増加する。

2 水源及び給水資機材の確保

水道班は、災害の発生後、直ちに水道施設の点検調査を行い、施設の被災状況及び浄水の供給不能範囲を把握するとともに、次の措置を講じる。

- (1) 上水道・簡易水道施設の被害程度が大きく、浄水の供給再開に時間を要すると判断されたとき、早期に応急給水の体制を確立し、必要な給水資機材の確保を図る。
- (2) 被災地での給水が困難なとき、又は輸送による給水が困難な場合、被災地及び周辺の既設井戸を対象に、水源としての利用を井戸所有者に要請する。また、井戸の利用に当たっては、その水質の適否を水質検査により判定し給水する。
- (3) 町域で応急給水用の水源が確保できないとき、隣接市町で所管する水源の使用を要請する。

3 給水方法

水道班は、次の方法により給水措置を実施する。

(1) 輸送による給水

- ① 給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等を含む。）による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の適当な給水基地への輸送を行う。
- ② ドラム缶、ポリタンク飲料水袋等の容器に貯水し、給水基地へ車両等によって輸送する。

(2) ろ水装置による給水

局地的給水又は陸上輸送による給水が不可能なとき、ろ水装置による給水基地を設営する。

(3) 備蓄飲料水による給水

各地区の拠点避難所等に分散備蓄された飲料水を給水する。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し飲料水の備蓄について普及・啓発を図る。

(4) 家庭用井戸水等による給水

- ① 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認められたときは、その付近のり災者のために飲料水として給水する。
- ② 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、ろ過及び消毒等により飲料水として確保する。

4 町民への広報

企画広報班は、応急給水を実施する地域に対して給水場所や給水時間を広報し、自治会等の協力を得て給水を実施する。また、断水の解消見込みなどの情報提供を積極的かつきめ細かく実施する。

第2 食料の供給

救助衛生班及び教育班は、被災者並びに災害応急対策従事者等に対して、食料の円滑な供給を実施する。
ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

米穀及び乾パン等の応急供給は、供給対象等に応じ、次に掲げる者が知事の承認を得て行う。

供給対象	限度数量	実施責任者
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	必要数量	本部長（町長）
被災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	〃	〃
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	〃	作業実施責任機関
特殊災害（爆発、船舶の沈没等）の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	〃	本部長（町長）と災害発生機関が協議

2 食料の供給対象者

- 避難所へ避難した者
- 自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者
- 救助作業、その他の災害応急対策業務に従事する者
- 旅行者、宿泊者等で、他に食料を得る手段のない者
- その他町長が必要と認める者

3 食料の調達

町は、災害時の救助用として、米穀及び食料を次のとおり確保する。

(1) 県への要請

被災者等に応急供給を実施する必要があると認めるときは、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀等食料の所要数量を知事に申請する。

(2) 農林水産省への要請

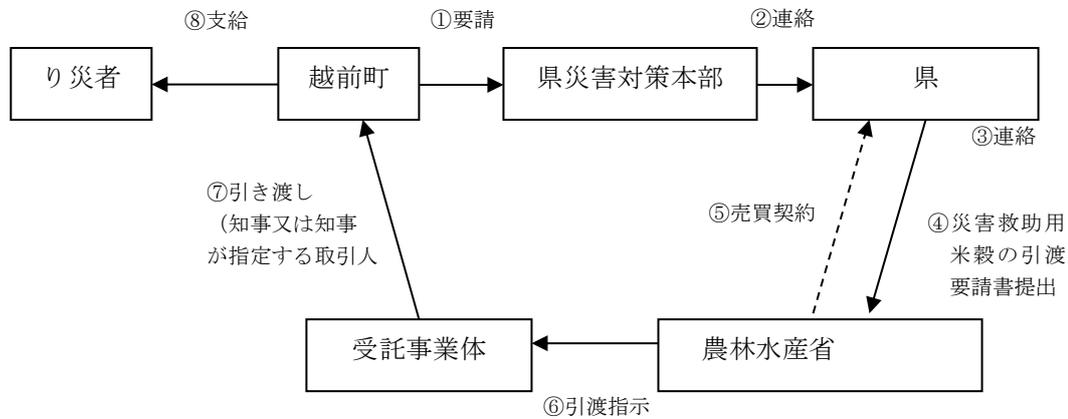
政府所有米の調達を要するときは、知事に対し、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接政策統括官に要請する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事と政策統括官が売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

[政府所有米穀の受渡し系統]

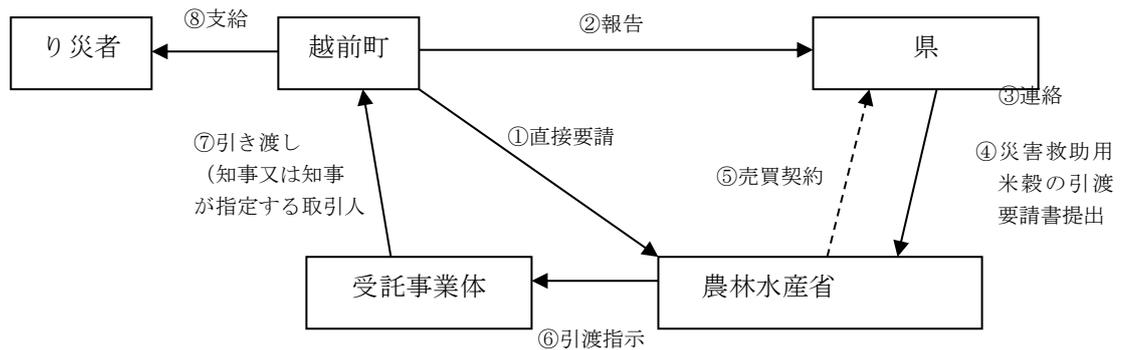
① 町からの要請を受け、県が要請する場合

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省に要請し、売買契約を締結する。



② 町が直接、要請した場合

町が直接農林水産省に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省に連絡する。



(3) 備蓄食料

① 米穀

町内の関係機関、米穀販売業者と協議し、主要地を重点に、保管設備を有する販売業者を選定し、常時、政府所有米穀以外の米穀を保管・確保させ、災害発生に当たり、応急的に、これを活用供給でき得るよう常に体制を整えておく。

② 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な食料の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。特に、山間部集落など災害時に孤立する可能性がある地域における食料備蓄に配慮する。また、ミルクや軟らかい食品など要配慮者向けの食料備蓄にも努める。

なお、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、平常時から町民に対し、家庭内の食料備蓄について普及・啓発を図る。

③ 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議して災害時の食料の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

4 食料の集積及び搬送

救助衛生班は、次のとおり食料の集積及び輸送を行う。

- 備蓄食料は、拠点避難所から各避難所に搬送する。
- 調達食料は調達先の業者が各避難所へ直接搬送する。
(搬送が困難な場合は拠点避難所に一時集積し、各避難所へ搬送)
- 救援食料は拠点避難所に一時集積し、仕分けの上各避難所へ供給する。
- 拠点避難所から各避難所への搬送は町有車両を用いて実施するが、状況に応じて運送業者に委託する。

5 食料の供給方法

教育班は、避難者数等から必要数量の把握を行い、次の点に考慮して備蓄食料の配布、加工食品（弁当等）の調達、炊き出しの実施等による供給計画を作成する。

- 食料の供給は、原則として避難所で実施する。
- 避難所での食料の受入れ、配布については、避難所内の自主防災組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。
- 食料の配布に当たっては、要配慮者を優先する。
- 避難所以外で避難生活を行っている被災者に対して、広報車等によって食料の供給に関する情報を提供する。
- 食料の受け取りが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得て各戸配布等によって供給する。
- 災害当初において、炊き出し等の体制が十分整わない場合は備蓄食料による供給を行う。
また、備蓄食料が不足する場合は業者から調達し供給する。

6 炊き出しの実施

(1) 実施責任者

- ① 炊き出し等による食品の給与は、本部長（町長）が行う。
- ② 災害救助法が適用された場合の炊き出しによる食品の給与は、知事から職権を委任された本部長（町長）が行う。

(2) 炊き出しの方法

- ① 教育班は、日赤奉仕団、ボランティア等の応援協力を得て、給食センターや学校等の調理室等、既存の施設を利用して炊き出しを行う。また、炊き出しの実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 炊き出し現場には、責任者を配置する。責任者はその実施に関し、指揮するとともに、備付帳簿を整理し、正確に記入して保管しなければならない。
 - イ 献立は栄養価を考慮して定めなければならないが、被災の状況を十分考慮し、食器が確保され配給されるまでの間は、握り飯、漬物及び副食等を配給する。また、乳幼児に対してはミルクを配給する。
- ② 町において炊き出しが困難な場合、又は米飯（炊飯）業者等に注文することが実情に即すると認めるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し配給する。

(3) 費用の基準及び期間

費用の基準は、災害救助法による限度額以内とし、給与期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

(4) 食品衛生

炊き出しに当たっては、県の指導の下、常に食品の衛生を心掛け、特に次の点に留意する。

- 炊き出し施設には、飲料水を十分供給する。
- 供給人員に応じて、必要な器具及び容器を確保し備える。
- 炊き出し場所には手洗い設備、器具類の消毒ができる設備を設ける。
- 供給食品は、ハエその他害虫の駆除に十分留意する。
- 使用原材料はできるだけ信用のある業者から仕入れ、保管に注意する。

7 応援等の手続き

炊き出し等の食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請する。

(1) 本部長（町長）は、応援の必要を認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接近隣市町に応援を要請する。

(2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

① 炊き出し実施のとき。

- 所要食数（人数）
- 炊き出し期間
- 炊き出し品送付先
- その他

② 物資確保のとき。

- 所要物資の種類及び数量
- 物資の送付先及び期日
- その他

第3 生活必需品等の供給

救助衛生班は、被災者に対して、衣料、生活必需品その他の物資の円滑な配給を実施する。

ただし、町単独で応急給水の実施が困難なときは、「福井県・市町村災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町の応援協力を得て実施する。

1 実施責任者

(1) 災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、本部長（町長）が行う。

(2) 災害救助法が適用された場合は、次による。

- ① 物資の確保及び輸送は、原則として知事が行う。
- ② 被災者に対する物資の供給は、原則として本部長（町長）が行う。

2 給与及び貸与対象者

全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 支給物資

支給する物資は、被害状況、物資調達状況を考慮して、次の品目の範囲内で現物を支給する。

- 寝具 : 就寝に必要な毛布、布団等
- 外衣 : 普通着、作業衣、婦人服、子供服等
- 肌着 : シャツ、ズボン下、パンツ等
- 身の回り品 : タオル、長靴、サンダル、ズック、傘等
- 炊事道具 : 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- 食器 : 茶碗、汁碗、皿、箸等
- 日用品 : 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉、懐中電灯等
- 光熱材料 : マッチ、ロウソク、プロパンガス、石油等

4 支給基準

被災者に対する生活必需品の配布基準は、原則として災害救助法による生活必需品の給与限度内とする。

5 期間

支給する物資の給与期間は、災害発生の日から10日以内とする。

ただし、期間内において打ち切ることができない場合は、期間を延長する。

6 物資の調達

(1) 町及び個人の備蓄

各避難所又は自治会単位に生命及び生活を維持するために必要な毛布、日用品、資機材等の分散備蓄を行い、応急時においてこれを供給する。また、「自らの身の安全は、自らが守る」のが防災の基本であることから、町民に対し、非常持出品の備蓄について普及・啓発を図る。

(2) 流通備蓄

あらかじめ関係業界団体と協議し、災害時の物資の融通協力協定を締結し、応急時に提供を要請する。

(3) 町内業者又は県等への要請

備蓄によるもののほか、被害状況に応じて町域の各種協同組合、量販店等から所要物資を調達するものとし、町内で調達が困難な場合は県に依頼する。

7 物資の集積・保管及び配送

救助衛生班は、調達した物資及び県より援助を得た物資を越前町役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンターの中から災害の状況に応じて場所を選定し、集積・保管する。また、集積・保管された物資の必要数量を確認し、避難所単位に仕分けして避難所へ配送する。

8 配布方法

救助衛生班は、避難所に配送された物資を各避難所の管理責任者の指示により、避難所内の自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第4節 保健衛生活動計画

大地震の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染症の発生の危険を高めることから、家屋内外の消毒、感染症患者の早期発見等感染症予防のための各種措置及び食品の衛生監視など防疫に関する措置を講じ、感染症流行等の未然防止を図る。

第1 防疫対策

医療保健班は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）及び災害防疫実施要綱に基づき、県（丹南健康福祉センター）と緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

ただし、町の被害が甚大で町単独で実施不可能である場合、他の市町又は県の応援により実施する。

1 警戒体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、直ちに警戒体制をとり、状況の変化に応じて所要の人員機材器具等の動員確保及び配置を行う。

2 状況の把握

県及び関係機関と緊密な連携をとり、防疫に関する情報の早期把握に努める。

3 予防教育及び広報

災害発生後に防疫対策に関する啓発の必要が認められるとき、事前に準備するパンフレットやCATV等を通じて、防疫対策に関する広報活動を行う。

4 検病調査及び健康診断

県の行う検病調査及び健康診断に協力する。

5 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、県の行う予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に協力する。

6 感染症発生時の対策

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、法の規定に基づき、県の指導の下、次の対策を実施する。

- 感染症患者等の入院勧告・措置
- 濃厚接触者の検病調査・健康診断の実施

7 防疫活動

防疫に必要な薬品の調達と確保を行い、県の指導及び指示に従い次の防疫活動を実施する。ただし、町の被害が甚大で適切な防疫活動が実施できない場合は、県による代執行を要請する。

- 消毒措置の実施（法第27条）
- ねずみ族及び昆虫等の駆除（法第28条）
- 避難所の防疫指導
- 衛生教育及び広報活動
- 臨時予防接種（予防接種法第6条）

8 記録の整備

災害防疫に関し、作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項等を記録する次の書類を整備保管する。

- 災害状況報告書
- 災害防疫活動状況報告書
- 防疫経費所要額調及び関係書類
- 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- 防疫作業日誌

第2 家畜防疫

産業対策班は、県家畜保健衛生所の指揮の下、農業協同組合と協力して被災動物の集中管理場の確保に努める。また、必要に応じて動物の伝染病予防上の措置（衛生及び死体の処理を含む。）を講じるとともに、状況に応じて家畜伝染病予防法に基づく防疫活動に協力する。

第3 食品衛生対策

県（丹南健康福祉センター）は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対し効果的な栄養調理指導を行うとともに、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を行うこととしている。

救助衛生班は、県が実施する食品衛生対策等に協力する。

1 食品衛生

（1）臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携の下、施設の実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により食中毒事故の発生を防止する。

（2）食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店、喫茶店及び菓子製造業を重点的に監視するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施することで不良食品の販売供給を防止する。

（3）重点監視指導事項

- ① 浸水地区の食品関係業者に対しては、施設整備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けた後、これを使用するよう指導する。なお、状況に応じ従事者の検便及び健康診断による病原体保有者の排除を行う。
- ② その他の地区にあつては、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導する。また、汚水によって汚染された食品及び冷凍施設等の機能停止によって腐敗、変色等を生じた食品が供給されることのないよう特に指導する。

（4）町民の食品衛生に対する啓発活動

被災町民に対し、次のことを重点指導する。

- ① 手洗い、消毒の励行
- ② 食器、器具の消毒

2 栄養指導計画

（1）活動方針

避難所等における効果的な栄養補給を図るため、炊き出し施設等の給食施設に対して、栄養士による栄養及び調理指導を行う。

（2）指導方法

- ① 被災地の給食施設を巡回し、栄養及び調理指導を行う。
- ② その他被災地における栄養補給に関し、必要な指導を行う。

第5節 要配慮者計画

地震発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児や外国人等の要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 迅速な避難

避難を行う場合、町民は、地域の要配慮者の避難誘導について、地域ぐるみで協力支援し、社会福祉施設の管理者等は、施設近隣の町民の協力を求め、迅速な避難に努める。

救助衛生班は、被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設、県、他の市町等との連携の下、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他の市町又は各施設への避難受入れについての情報の収集・提供を行う。

第2 発災後の対応

救助衛生班は、社会福祉協議会の協力を得て、要配慮者を支援するために次の措置を講じる。

- 発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者の避難支援や迅速な安否確認等を実施
- 地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容の把握
- ボランティア等生活支援・情報提供のための人材の確保及び必要に応じた派遣
- 特別な食料を必要とする場合、その確保及び提供
- 生活する上で必要な資機材の避難施設等への設置及び提供
- 各種団体の協力を得て避難所・居宅に相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認及び健康・生活相談の実施
- 老人福祉施設、障がい者施設、医療施設、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請の実施
- 身障・老人緊急通報システムの活用

第3 その他

1 児童・生徒に係る対策

救助衛生班は、保護者の死亡や疾病により養育が困難となった児童・生徒について、児童相談所に対して緊急一時保護等の措置を要請する。

2 介護体制の確立

避難所内において要配慮者の介護体制の必要が生じた場合、救助衛生班は、県に対して二次避難所の設置やホームヘルパー等による介護体制の確立を要請し、これに協力する。

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、自然災害時において、自力での避難・移動が困難な者に対し、「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を通して、要配慮者の安否確認等を行う。

第6節 社会秩序の維持計画

大規模な地震が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第1 警備活動

大規模な災害が発生した場合には、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等に努める。

1 鯖江警察署

大規模な災害発生時には社会生活に多くの混乱が予想されるため、鯖江警察署は「福井県警察大規模災害警備計画」等に基づき、警備活動を実施する。また、町並びに自主防災組織は、鯖江警察署の行う警備活動に協力する。

2 敦賀海上保安部

敦賀海上保安部は、海上における災害警備について、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

3 町

町は、各種応急対策の周知による人心の安定や復興意欲の高揚を図るため、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

4 自主防災組織

自主防災組織は、自治会や自衛消防団の協力を得て、地域の安全を維持するために独自の防犯パトロールに努める。

第2 物価の安定

町は、産業対策班が中心となり、被災地域における物資の確保と円滑な供給及び被災者の消費生活の安定を図るため、物価対策活動を行う。

1 物資の需給及び価格の動向の把握

- (1) 町その他関係機関は、平素から災害応急対策上必要な物資に係る資料の整備に努める。
- (2) 町その他関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を実施するために必要な物資の種類、数量及び緊要度を調査する。
- (3) 町は、被災者等の消費生活相談を通じて、物資の需給及び物価に関する要望を把握する。

2 緊急必要物資及び応急復旧用資材の確保

- (1) 緊急必要物資について、町は予想される災害時の需要量、主要取扱機関、災害時における輸送経路等の資料を整備し、災害時における関係機関との連絡調整や協力体制の確立を図る。
- (2) 町は、災害の発生によって緊急物資及び応急復旧用資材が不足し、若しくは極度に不足することが予想される場合、又は当該物資の価格が高騰、若しくは高騰することが予想される場合、当該物資の生産・集荷及び販売を業とする者、あるいは関係団体に対して適正価格で当該物資を被災地に円滑に供給するよう協力を求める。また、この場合は、必要に応じて緊急輸送について所要の措置を講じる。

3 暴利監視及び広報活動

町は、災害の発生に伴う物価の高騰を防止するため、積極的な価格監視等を実施し、広報等により物資の供給価格の動向を町民へ周知する。また、必要に応じて関係業者及び関係機関に対し、当該物資の自粛販売や出荷促進を要請する。

第7節 建築物・住宅応急対策計画

被災建築物の二次災害の防止を図るとともに、被災町民の住居を確保するため、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公営住宅の一時使用等の措置を講じる。

建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、町は周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

第1 応急危険度判定

町は、災害に伴う建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、必要に応じて、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請する。

なお、被災地に派遣された応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査により判定し、当該建築物に判定結果の表示及び使用者（所有者・管理者）に勧告することで注意を喚起する。

第2 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

災害により応急仮設住宅の建設の必要が生じたとき、原則として町が建設を行う。ただし、災害救助法が適用された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が応急仮設住宅の建設を行い、応急仮設住宅の建築着工は災害発生の日から20日以内とする。

2 要配慮者への配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者の入居に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 建設予定地及び入居者の選定

(1) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次の中から状況に応じて選定する。

- 町営野球場
- 織田中央公園グラウンド
- アクティブグラウンド
- 宮崎総合グラウンド

(2) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定は町が行うが、災害救助法が適用された場合には県が実施し、町はそれに協力する。また、入居者は次の基準を参考に選定する。

なお、応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

- 住家が全壊（焼）、流失した世帯
- 居住する住家のない世帯
- 自己の資力では住宅を確保することができない世帯
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定資産のない失業者、母子家庭、老人、病弱者、身体障がい者等

(3) 建設の構造及び規模並びに費用の基準

- 建坪：1戸当たり地域の実情、世帯構成等に応じた規模
- 構造：1戸建、長屋建のいずれか適当なもの
- 費用：知事が定める額

第3 住宅の応急修理

災害により住宅の応急修理の必要が生じたとき、原則として町が応急修理を行う。ただし、災害救助法が適用

された場合には、知事（救助事務を委任した場合は本部長（町長））が実施する。

1 応急修理の対象者

- 住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない世帯
- 自分の資力では、応急修理を行うことができない世帯

2 応急修理の内容

被災した住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。また、応急修理は災害発生の日から3ヶ月以内に完成するものとする。ただし、国の災害対策本部が設置された災害については6箇月以内に完成するものとする。

第4 住居障害物の除去

建設班は、崖崩れや浸水等により、住居の居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ、そのままでは当面の日常生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもって障害物の除去ができない者に対し、その除去を行う。

なお、障害物の除去に際し、要員並びに機械器具の調達等が困難な場合、町は県に対して調達・あっせん等の要請を行う。

[障害物除去の対象]

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- 居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれた障害物の除去に限るものであること。
- 自らの資力をもって当該障害物の除去ができないものであること。
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- 原則として当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第5 公営住宅の活用

建設班は、必要に応じて地方自治法第238条の4第2項に基づく目的外使用として、被災者に対して町営住宅の空き家への一時入居措置を講じる。また、町営住宅の空き家の確保が困難な場合は、県及び近隣市町に対し、公営住宅の活用について応援を要請する。

第6 住宅に関する相談窓口の設置

建設班は、応急仮設住宅、空き家、融資等、住宅に関する相談や情報提供のため、庁内に住宅相談窓口を設置する。また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を図るため、家賃の把握に努め、貸主団体や不動産業関係団体へ協力を要請するなどの措置を講じる。

第7 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第8 応急危険度判定制度

町は、被災した宅地の二次災害の発生を軽減・防止するため、被災地に被災宅地応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

被災宅地応急危険度判定士は、宅地の被災状況を現地調査して安全性を判定し、適切な応急対策を講じるための情報提供を町及び使用者に対して行う。

第8節 文教対策計画

地震災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第1 応急教育

教育班及び救助衛生班は、町立学校並びに保育所について、応急文教対策を実施する。ただし、本町のみで対策を実施できない場合は、県又は近隣市町に対策を依頼する。

1 実施責任者

応急文教対策の実施責任者は次のとおりであるが、町、県、及び学校法人の依頼により、県又は隣接市町が行うことがある。

- (1) 県立学校については県が行う。
- (2) 町立学校については町が行う。

2 学校施設の確保

教育班は、学校施設が被災したとき、関係機関と協議の上代替教室を確保する。また、この場合は必要事項を教職員及び町民（児童・生徒）に周知徹底する。

- (1) 被災学校が1校の一部のみの場合
被災箇所が普通教室のときは、利用可能な教室を転用する。それでもなお不足するときは、特別教室、屋内体育館の順で転用する。
- (2) 被災学校が1校の場合
公民館等の公共施設を借用するほか、隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。それでもなお不足するときは、臨時校舎（プレハブ等）を建設する。
- (3) 被災学校が2校以上の場合
被災を免れた公共施設を利用するとともに、不足分については臨時校舎を建設するほか、比較的近い隣接学校の余剰教室及び特別教室を借用する。

3 学用品の調達及び支給

教育班は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等によって学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を調達・支給する。

なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき迅速な措置を講じる。

(1) 支給品目

教科書（準教科書、副読本等の教材を含む）、文房具（ノート、鉛筆、消ゴム、クレヨン、絵具、下敷、定規等）及び通学用品（運動靴、傘、靴、長靴等）

(2) 教科書

各学校別、学年別及び使用教科書ごとの必要数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給所等に連絡して供給を求める。また、同一教科書を使用する町内の学校や他市町の教育委員会に対し、使用済み古本の供与を依頼するが、それでもなお不足するときは県教育委員会に対し調達供与を依頼する。

(3) 文房具及び通学用品

必要数量を県教育委員会に報告し、送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づき調達し、配布する。

4 不足教職員の確保

教育班は、県教育委員会と連絡調整の上、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を実施する。

- (1) 被災教職員が僅少のときは、校内において操作する。
- (2) 被災の教職員が多数で1学校内で操作できないときは、町内学校間で操作する。
- (3) 町において操作できないときは、県教育委員会に教職員の派遣を要請する。

第2 応急保育

- 1 保育児童の安全確保
救助衛生班は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、休所、中途帰宅等の適切な措置を講じる。
- 2 保育施設の応急整備
救助衛生班は、被害を受けた保育所の保育実施のため、施設・設備の応急復旧及び代替施設の確保に努める。
- 3 保育児童の健康保持
医療保健班は、被災地区の保育児童に対して、保健所の指示援助により、健康診断、検便等を行い、健康保持に十分注意するとともに、感染症予防についても適切な指導を行う。

第3 保健厚生計画

- 1 被災児童・生徒の健康管理
教育班及び学校長は、被災児童・生徒の体と心の健康の保持・増進を図るため、学校医及び保健所等の専門機関との連携を図りながら、教職員等によるカウンセリング、電話相談等を実施する。
- 2 被災教職員及び児童生徒の保健管理
医療保健班は、災害の状況に応じて教職員及び児童・生徒に対し、県の指示又は協力を得て感染症の予防接種又は健康診断を実施する。
- 3 被災学校の清掃及び消毒
医療保健班は、学校が浸水等の被害を受けたとき、感染症新法等に基づき、県の指示又は協力を得て校舎等の清掃及び消毒を行う。

第4 学校給食の措置

教育班は、学校給食施設設備が被災したときは速やかに復旧措置を講じ、できる限り給食を継続できるように努める。

- 1 復旧措置
復旧措置は、施設設備、食品取扱い等の衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症及び食中毒の発生防止に努める。
- 2 応急配給
災害時における応急配給は、文部科学省及び食糧庁の定める「災害時における応急配給」に基づき、給食物資の確保及び輸送に万全を期する。

第5 文化財保護の応急対策

災害が発生したとき、指定文化財の所有者又は管理責任者は、その被災状況を調査し、結果を県教育委員会及び教育班に報告（届出）する。

教育班は、報告された被災文化財の被害拡大を防止するための応急措置に努めるとともに、個々の実情に応じ、県教育委員会と協議の上、復旧対策を講じる。

第9節 死体の捜索、処理及び埋・火葬計画

災害時において行方不明と推定される者の捜索を実施し、死体を発見した場合は必要な措置を講じるとともに、必要に応じて死体の処理及び埋葬を実施する。

第1 死体の捜索

1 実施責任者

死体の捜索は、本部長（町長）が捜索に必要な人員、舟艇その他機械器具を借り上げて実施する。ただし、町において捜索の実施が困難な場合には、鯖江警察署等他機関の協力を得て実施する。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の捜索を行う。

2 捜索の対象

行方不明の状態にある者で、各種の事情から既に死亡していると推定される者。

3 応援要請等

町が被災、その他の事情により捜索の実施が困難なとき、又は死体が流失等により他の市町に漂着していると考えられるときは次の事項を明示し、県に捜索の応援要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接市町又は死体漂着が予想される市町長に直接捜索の応援を要請する。

なお、死体が海上に漂流している場合又は漂流が予想される場合は、町は県に他機関（海上保安部、自衛隊等）の応援要請を行う。

- 死体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 死体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣、持物等
- 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- その他必要な事項

4 捜索期間及び費用の範囲

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から 10 日以内を捜索期間とするが、期間の延長が必要なとき、最小限において知事の承認を得て延長する。また、費用の範囲は次の事項とする。

- 借上費又は購入費
- 修繕費
- 燃料費

5 行方不明者の把握

町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

第2 死体の収容、処理

1 実施責任者

死体を発見したとき、本部長（町長）は速やかに県及び鯖江警察署長（海上にあっては、敦賀海上保安部長）に連絡し、その見分を待って死体を処理する。ただし、本町のみでは死体の処理の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の処理を行う。

2 死体の処理内容

災害の際に死亡した者に対し、その遺族等が災害に伴う社会的混乱期のため、死体の処理を行うことができない場合、救助衛生班は、次の内容で死体の処理を行う。

(1) 資機材等の調達

ドライアイス、棺等の死体の処理に係る資機材及び搬送車両を速やかに調達する。なお、資機材及び搬送車両が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 死体の処理

死体の処理は、医療保健班又は医師会等の協力を得て実施する。また、処理場所は借上又は仮設によって確保し、概ね次の内容で死体の処理を行う。

① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のため、死体の状況に応じて洗浄、縫合、消毒等の処置を実施する。

② 死体の一時保存

死体の身元確認に相当の時間を要する場合、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬できない場合は、死体安置所（寺院等の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）を設けて死体の一次保存を行う。

③ 検案

死体についての死因その他について医学的検査を実施する。

なお、検案は救護班が行うことを原則とするが、救護班による検案ができない場合は、日本赤十字社福井県支部又は医師会等に協力を要請する。

3 処理期間及び費用の範囲

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、期限内に死体の処理を打ち切ることができない場合は期間の延長を行う。

なお、死体の処理に関する費用は、検案、洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用及び死体の一時保存のための費用とする。

第3 死体の埋・火葬

1 実施責任者

死体の埋葬は、本部長（町長）が火葬に付し、又は棺、骨つぼを遺族に支給する等の現物給付をもって行う。ただし、本町のみでは死体の埋葬の実施が困難な場合、近隣市町又は県に応援要請を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された本部長（町長）が死体の埋・火葬を行う。

2 埋・火葬の実施及び留意点

災害の際に死亡した者に対し、混乱期のためその遺族が資力の有無にかかわらず埋・火葬を行うことが困難な場合、死亡した者の遺族がいない場合及び身元不明の死体について、救助衛生班は、次の方法により死体の応急的な埋・火葬を行うものとし、埋葬の実施に当たっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬する。

(3) 被災地以外に漂着した死体で、その身元が判明しない者の埋・火葬については、行旅死亡人として取り扱う。

(4) 外国人の埋・火葬を行う場合、風俗、習慣、宗教等をできる限り考慮する。

3 埋・火葬の内容

(1) 埋・火葬を行う対象

① 災害時の混乱の際に死亡した者

② 災害のため遺族において埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋・火葬の期間

災害発生から 10 日以内とする。ただし、期間の延長が必要な場合は、最小限において知事の承認を得て延長する。

(3) 費用の範囲及び限度

① 費用の範囲

棺、骨つぼ、埋・火葬に要する経費で葬祭の際の人員及び輸送に要する経費を含み、供花代、読経代、酒代等は含まない。

② 費用の限度

知事の定める額。

第10節 障害物の除去計画

災害時において、災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施に支障となるもの及び災害により町民又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、町民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物の除去を図る。

第1 実施機関

1 実施責任者

- (1) 道路、河川、漁港等の公共管理施設の障害物の除去については、各施設管理者が行う。
なお、洪水等により、河川に流れ着いた障害物の除去については、原因者を特定し、除去させるものとし、原因者が特定されない場合や緊急を要する場合は、河川管理者が行う。
- (2) 町民の生命、財産等の保護のための障害物の除去は本部長（町長）が行う。
ただし、現場に本部長（町長）等がいない場合には警察官又は海上保安官が行うことができる。
- (3) 災害救助法が適用された場合は知事の職権を委任された本部長（町長）が行う。

2 応援の要請

- (1) 本町のみで対処できないとき及び緊急を要する場合は、県あるいは近隣市町にこれの実施又は必要な要員及び資機材の応援を要請する。
- (2) 本部長（町長）は、障害物の除去について自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。

第2 実施対象物

災害時における障害物（災害を受けた工作物又は物件）除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- 町民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 実施の方法

1 処理体制

- (1) 撤去作業は、建設班が中心となり、町有機器を用い、又は土木建設業者の協力を得て、速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し行う。

2 障害物の保管等の場所

障害物の大小によるが、原則として次の場所に保管する。

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- 道路交通の障害とならない場所
- 盗難等の危険のない場所

3 障害物の売却

保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に多額の費用若しくは手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

4 その他

- (1) 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象となる。
- (2) 災害を受けた障害物等については、損害補償の対象とならない。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 建設対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第11節 廃棄物の処理計画

被災地におけるごみの収集及びし尿の取扱処分等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。

第1 実施機関

町は、被災地域の衛生状態の保持を図るため、ごみ、し尿、へい獣及び災害廃棄物の適切な収集・処理を実施する。ただし、本町限りで実施できないときは、県あるいは他の市町から応援を得て実施する。

第2 災害廃棄物の処理

1 実施体制

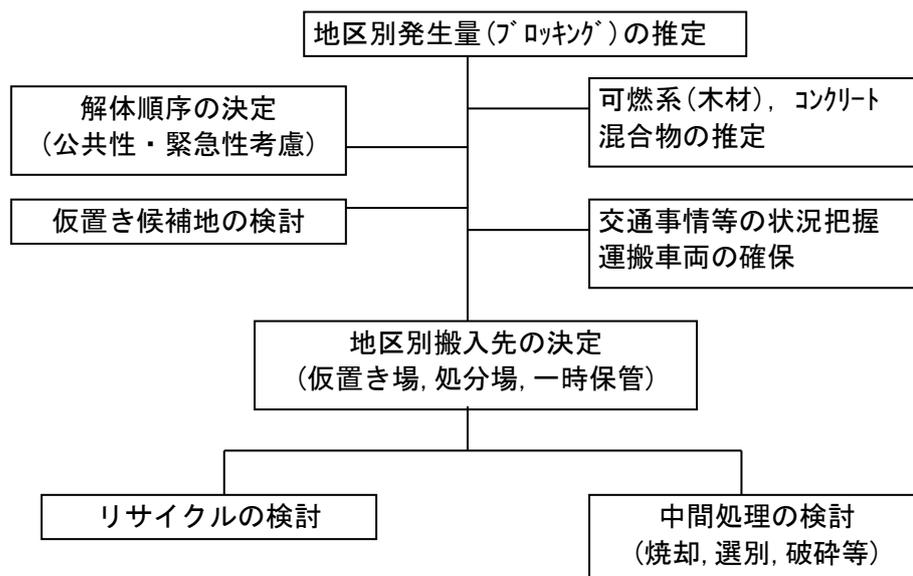
災害廃棄物の処理は、発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況等を総合的に判断し、建設班が中心となって適切な収集・処理体制をとる。

2 初期対応

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートを確認する。

3 災害廃棄物処理活動

- (1) 災害廃棄物の処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- (2) 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- (3) アスベスト等による有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、町民及び作業員の健康・安全管理に十分配慮する。
- (4) 必要に応じて、県、隣接市町及び関係団体に応援を要請する。



- ・ 木くず：チップ化による利用
- ・ コンクリート：路盤材、建設資材等による利用
- ・ 金 属：製鋼原料等による再生利用
- ・ 土 壌：コンポスト化し、堆肥化

4 広域処理体制の確立等

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、災害の種類（地震・津波・水害）に応じ、十分な大きさの仮置き場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、国が定める災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、仮置き場の確保や運用方針、災害廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

第3 ごみ処理

1 処理体制

(1) 町は、被災地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断し、適切な収集・処理体制をとる。

なお、収集については、災害の程度に応じて、救助衛生班を中心とした職員で構成するごみ処理清掃班を編成する。

(2) 日々大量に発生するごみの一時保管が困難とならないよう、町民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

(3) ごみ処理に当たっては、委託業者と緊密な連絡をとり実施するものとするが、委託業者のごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合、人員の派遣や処理施設の使用等について県あるいは近隣市町へ応援要請する。

2 収集方法

防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみを最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。

3 処理方法

ごみの処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等、環境に影響のない方法で行う。また、処理施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合は、一時保管場所の確保や処理順位の設定等、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

なお、倒壊家屋等の除去作業では、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に配慮する。

第4 し尿処理

1 処理体制

(1) し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、許可業者との緊密な連絡の下、適切な収集・処理体制をとる。なお、収集については、災害の程度に応じて、水道班を中心とする職員及び許可業者で構成するし尿処理清掃班を編成する。

(2) 仮設トイレや避難施設のトイレについては、貯蓄容量を越えることがないように配慮し、優先的に処理する。

(3) し尿の収集・処理に必要な機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じて県又は近隣市町へ応援を要請する。

2 収集方法

(1) し尿運搬車による収集ができない地域については、ビニール袋等を各戸に配布するほか、運搬車による収集が可能な場所に仮設トイレ等を配置する。

(2) 処理能力に比べ、被災地域が広範囲にわたっているときは、早急に各戸のトイレの使用を可能にするため、応急措置として便槽内容の20～25%程度の汲み取りに止める。

3 処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第5 へい獣の処理

1 実施体制

へい獣（牛・豚等の死骸）は、丹南健康福祉センターの指示により救助衛生班が収集・処理する。

2 収集・処理方法

(1) 移動し得るものは適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

(2) 移動しがたいものについては、その場で処理する。

第12節 支援の受入計画

災害の状況により、県又は近隣市町に救援隊等の派遣を要請したときの受入体制や、地域外からのボランティア等の受入体制を整備し、各々の活動が被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処できるようにする。

第1 ボランティアの受入れ

救助衛生班は、ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行うとともに、町ボランティアセンターの設置及び活動の支援を行う。

1 役割分担

(1) 町

ボランティアの申し出や避難施設等におけるボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会や赤十字奉仕団等の既存のボランティア団体と連携をとりながら、各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(2) 町社会福祉協議会

ボランティアの円滑な活動を促進するため、町と連携して各種ニーズに応じた調整・あっせん等を行う。

(3) 県

被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、災害ボランティア活動を広域的かつ総合的に支援することができると思われる団体に対し、災害ボランティア本部の設置を要請するとともに、当該災害ボランティア本部の円滑な運営を確保するため、必要な支援を行う。また、県災害対策本部にボランティア班を設け、災害ボランティア本部と連携を図るとともに、町と情報交換を行い、被災地におけるボランティアニーズの把握を行う。

2 ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、町社会福祉協議会等の協力を得て、ボランティアが活動しやすい環境の確保、整備に努める。

(1) ボランティアセンターの設置及びボランティアの受付、登録

町社会福祉協議会と連携してボランティアセンターを設置するとともに、ボランティア窓口にてボランティアの受付・登録を行う。また、県の負担によるボランティア保険への加入をボランティアに呼びかける。

(2) 情報の提供

応急対策活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者等からのニーズを把握し、被災地の状況にあわせて的確な情報を提供する。

(3) 活動拠点の提供

ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに保健センター等をボランティア活動拠点として提供する。

(4) ボランティアとの連絡調整

ボランティアの受入れ及び活動を円滑に行うため、ボランティアコーディネーター及び民間団体の長と作業内容や進展具合に関する打合せを行う。

(5) 専門的なボランティアの派遣要請

応急危険度判定、医療、福祉等専門分野を有するボランティアを必要とする場合、必要な分野のボランティア派遣を県に要請する。

3 団体ボランティアの活動環境の整備

救助衛生班は、災害の状況に応じて日本赤十字社福井県支部等団体ボランティアに協力を要請し、災害応急対策の実施に努める。

(1) 団体ボランティア

団体ボランティアは、概ね次の団体が考えられる。

- 日赤奉仕団
- 婦人会
- 女性の会
- 壮年団連絡協議会
- 防犯隊
- 福井県災害時ボランティア登録団体
- 民生委員児童委員協議会
- その他各種団体

(2) 団体ボランティアへの協力要請

災害時には状況に応じて各種団体ボランティアに協力要請を行うとともに、受入準備を行う。

(3) 団体ボランティアの活動

団体ボランティアは、個人ボランティアと同様に次の活動について協力を得る。ただし、団体ボランティアは個人ボランティアより組織的な活動が期待できることから、次の点を考慮する。

- 災害情報及び生活情報の収集・伝達
- 要配慮者に対するの安否確認と生活支援
- 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- 救援物資、資機材の配分及び輸送
- 危険を伴わない軽易な応急・復旧作業
- 災害ボランティアの受入事務
- その他上記作業に類した作業

(4) 団体ボランティアの活動の記録

団体ボランティアの奉仕を受けたときは、次の事項について記録・整理する。

- 名称及び人員と氏名
- 奉仕した作業内容及び期間
- その他参考事項

第2 義援金品の受付及び配分

町は、一般から拠出された義援金品等で、町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品を確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

1 義援金品の受付

(1) 一般から搬出された義援金品で町に寄託されたもの及び県又は日本赤十字社福井県支部から送付された義援金品については、支援班（税務課）において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。

(2) 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

2 義援金品の配分

(1) 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。

(2) 被災者に対する配分に当たっては、必要に応じて日赤奉仕団等各種団体の協力を得て公平に配分する。

3 義援金品の保管場所

- (1) 義援金は、支援班（税務課）が保管する。
- (2) 義援物資は、公共施設等に一時保管する。